

B. 一般廢棄物處理有料化編

1. 検討の経緯

- 廃棄物会計基準・ごみ有料化ガイドライン検討委員会（以下、検討委員会）では、以下のスケジュールで、一般廃棄物処理有料化ガイドラインについて検討を行った。

表 検討会における一般廃棄物処理有料化ガイドラインに関する検討事項

回数	検討事項
第1回	・ 検討委員会の趣旨・スケジュールについて
第2回	・ ガイドラインの目的について ・ ガイドラインの掲載内容（廃棄物処理有料化施策の論点）について ・ ヒアリング調査すべき有料化導入事例について
第3回	（廃棄物会計基準についてのみ議論）
第4回	・ ガイドラインの構成について ・ P D C A各段階における検討手順、配慮事項、について ・ 検討に資する情報についての追加・差替等の必要性等について
第5回	・ ガイドライン案について

- 第1回では、ガイドラインのイメージを示し、ガイドラインの目的・構成や、検討委員会で検討する内容について議論した。第2回では、ガイドラインの目的について共通認識をもつとともに、有料化施策の論点について広く議論を行った。第4回では、昨年度案に、有料化の評価や見直しに関する留意点や、取組み方策案などの情報を盛り込んだガイドラインの素案を提示し、その構成や内容について議論を行った。そして、第5回では、それまでの議論や、ヒアリング調査結果を踏まえて、今年度成果としてのガイドライン案を作成し、追加すべき情報等の確認を行った。

2. 検討委員会における議論

以下に、検討委員会で行った主な議論と、それを踏まえたガイドラインへの反映結果を示した。

(1) ガイドラインの目的・意義について

- 廃棄物会計と有料化を合わせて議論すると、有料化のための廃棄物会計という印象を与えてしまうため、注意が必要であるとの指摘があった。有料化ガイドラインと廃棄物会計基準は、全く別の観点から、並行して検討するものとした。
- ガイドラインは、推奨する導入方法などを示すものとすべきかとの議論がなされたが、国の基本方針等においても、有料化は強制されているものではなく、ごみの減量に有効な手段との位置づけである。したがって、ガイドラインは、留意すべき項目を示すとともに、導入方法のバリエーションや既存事例などの情報を提供するものとしてとりまとめることとした。

(2) ガイドラインの全体構成について

- ガイドラインの全体構成については、既に多くの市町村で有料化が導入されていることを踏まえ、既存の研究等が充実している計画段階や導入段階における留意点や情報とともに、評価や見直し段階における留意点や情報を整理し、PDCAサイクルを意識した構成にすることとした。
- さらに、当初は、有料化を導入することが決まっていることを前提とした整理としていた。しかし、検討委員会において、廃棄物処理行政全体の課題を整理し、その中で有料化が有効な手段として位置づけられた時に、有料化の計画・導入等を検討していくことになるという前提を示す必要があるとの指摘があり、廃棄物処理計画や廃棄物処理行政との関係を冒頭に整理することとした。

(3) 有料化に期待される効果について

- 有料化の目的について、ごみの減量化、公平性の確保などのうち何を第一目的とするべきかという議論がなされたが、その中で、「公平性の確保」が一番の目的であるとする、廃棄物の有料化は、そのための一つ的手段になるのではないかとの指摘があった。この指摘は、ごみの減量化にも当てはまるものである。そこで、有料化は、一般廃棄物処理行政の目的を達成するための手段の一つと位置づけ、「ごみの減量化」や、「公平性の確保」などは、有料化の目的ではなく、有料化に期待される効果として整理することとした。

(4) 個別課題に関する議論

- 有料化の法的根拠についても説明する必要があるとの指摘を受け、ごみ処理手数料は、地方自治法第227条における、特定の者のためにする事務について徴収できる手数料に該当するとの理解を記述することとした。

- 昨年度案では、事業系一般廃棄物については、あまり意識をしていなかったが、減量効果としては大きく、一般廃棄物行政としては一体的な部分も多いとの指摘があり、事業系一般廃棄物についてもガイドラインの対象範囲として明確に位置づけることとした。
- 指定袋の製作・販売については独占の問題があり、事業者から批判される場合があるとの指摘があり、これについてもガイドラインに盛り込むこととした。

本年度調査結果としてとりまとめた一般廃棄物処理有料化ガイドライン案を、次頁以降に示す。

一般廃棄物処理有料化ガイドライン案

平成18年3月

目 次

はじめに	1
I. 有料化の導入及び見直しの実施判断	2
II. 有料化の導入及び見直しの検討内容・実施手順	
1. 有料化の仕組みづくり (P l a n)	
1. 1 一般廃棄物処理有料化に期待する効果	4
1. 2 有料化の料金体系	7
1. 3 有料化の料金水準	11
1. 4 有料化の手数料徴収方法	15
1. 5 手数料の用途と運用	18
2. 有料化の導入、運用 (D o)	
2. 1 住民・事業者等との合意形成・広報	21
2. 2 その他の施策との併用	24
3. 有料化制度の評価 (C h e c k)	
3. 1 評価指標	29
3. 2 リバウンドの評価・対策	31
3. 3 不法投棄や不適正排出の増減評価・対策	32
4. 有料化制度の見直し (A c t i o n)	
4. 1 制度の見直し方法	34
4. 2 見直しの効果	36
III. 有料化の全体フロー	37

はじめに

- 平成17年5月26日に、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正された。
- この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、一般廃棄物処理の有料化を推進することが、市町村の役割として位置づけられた。
- 本ガイドラインは、基本方針に、国の役割として、「市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。」との記載が追加されたのを受け、市町村が有料化の導入及び見直しを実施する際に、参考となるガイドラインとして作成するものである。
- ここでガイドラインとして示す有料化の対象となる「一般廃棄物処理」とは、事業系も含む一般廃棄物全体の収集・処理全般を指している。また、「有料化」とは、一般廃棄物処理に対して手数料をとる行為を指しており、分別排出に際しての「指定袋の導入」のみでは、これに該当しない。さらに、導入を推進する有料化の種類は、単純な定額制ではなく、排出量によって手数料の変化する従量制を料金体系の一部または全体に取り入れたものとする。

I. 有料化の導入及び見直しの実施判断

- 有料化の導入判断や抜本的な見直しに際しては、一般廃棄物処理サービスの現状・課題を把握を把握した上で、目指す一般廃棄物処理サービスの目標・目的の達成に資する手段として、様々な選択肢の中からそれ（有料化）を選択することが重要である。

一般廃棄物処理サービスの現状把握・課題抽出



課題解決、目標達成手段としての一般廃棄物処理の有料化導入・見直しの決定

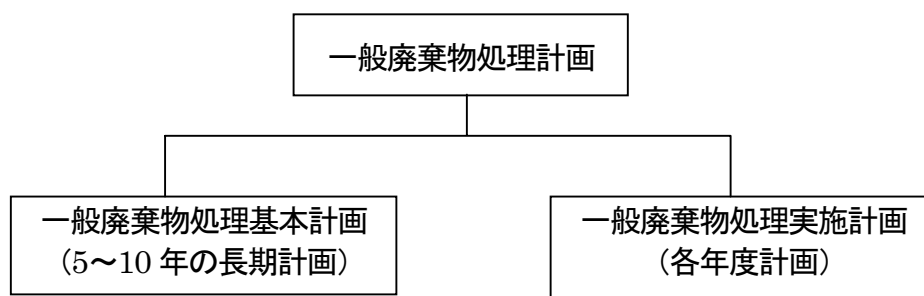
- 一般廃棄物処理の有料化及びその見直しは、様々な一般廃棄物処理サービスの選択肢の一つであり、各市町村の一般廃棄物行政の目的・目標を実現するための一手段である。
- したがって、各市町村の一般廃棄物有料化の導入及び見直しの判断は、以下に示す様々な一般廃棄物処理サービスの選択肢の中から、それを選択する行為であり、その行為は、各市町村の一般廃棄物行政の目的・目標の実現に向けて必要か否かを判断することになる。
- 一般廃棄物行政の目的・目標は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の第一条に示される「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」であり、その実現に向けた各市町村の行政サービスの選択は、同法第6条で策定が義務づけられている「一般廃棄物処理計画」*に基づいて検討される。
- 一般廃棄物処理計画では、一般廃棄物の現状及び将来見込みをふまえて、ごみの排出の抑制のための方策を示すこととなっており、「法第6条第一項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」では、その例として、以下のような方策が挙げられている。

- 教育、啓発活動の充実（副読本の活用、ごみ処理施設見学等）
- 手数料の徴収（排出者から排出量に応じた料金徴収方法を定めること）
- 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
- 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
- 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等
- 集団回収の促進等
- 厨芥のコンポスト化等（簡易な家庭用コンポスト化容器等による堆肥化） 等

- なお、循環型社会形成推進基本計画においても、地方公共団体には、経済的手法などを必要に応じ適切に活用した3Rの推進や、循環基本計画を踏まえた、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定が期待されており、一般廃棄処理の有料化は、その観点からも、検討すべき方策の一つであると考えられる。
- 一般廃棄物処理計画に定めるこれら選択肢の採用判断は、10～15年の長期計画として策定する、一般廃棄物処理基本計画の中で行われる。一般廃棄物処理計画の中で、手数料の徴収（有料化の導入や見直し）を位置づけるに当たっては、以下に示す「Ⅱ. 有料化の導入及び見直しの検討内容・実施手順」の「1. 有料化の仕組みづくり」に示した内容まで踏み込んで検討することになると考えられる。また、その検討には、計画の策定委員として、市政モニターやNPO代表など、市民代表者を位置づけるか、計画の中間とりまとめに際し、意見募集（パブリックコメント）を実施するなどにより、市民の意見を反映させることが必要である。

【※一般廃棄物処理計画について】

- 一般廃棄物処理計画の示す内容は、以下のとおりである。
 - (1) 一般廃棄物発生量および処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - (3) 分別収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分
 - (4) 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (6) その他、一般廃棄物の処理に関し必要な事項。
- また、上記の内容は、廃棄物処理法施行規則第1条の三の規定により、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画に定めることとなっている。



- 「法第6条第一項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」では、処理計画で定める事項の(1)一般廃棄物発生量および処理量の見込みは、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理等の見込み、他の市町村からの搬入等を勘案して、ごみ種類別に定めるものとされている。

II. 有料化の導入及び見直しの検討内容・実施手順

- 有料化の導入や見直しの根拠は、一般廃棄物処理計画など一般廃棄物処理行政の目的や目標である。これらの計画は、おおむね5年ごとに見直しされることとなっており、それに合わせて、有料化制度についても評価、見直しを行うべきである。
- 以下では、有料化の仕組みづくり、実行、評価、見直しのPDCAサイクルの各段階に区分して、各段階での実施手順と検討内容を示す。

1. 有料化の仕組みづくり (Plan)

- 有料化の仕組みづくりの段階では、まず、有料化導入によって目指す一般廃棄物処理サービスの目的・目標を明確にし、その中で、有料化に期待する効果と、その効果発揮に即した料金体系、料金水準、手数料の使途などを検討する必要がある。

廃棄物の発生量の推移や、収集・処理費用の財政への影響度合などを踏まえ、一般廃棄物処理サービスの目的・目標、有料化に期待する効果を明確にする。



有料化に期待する効果に則した料金体系、料金水準、手数料の使途を検討する。

1. 1 一般廃棄物処理有料化に期待する効果

- 一般廃棄物処理有料化に期待する効果としては、廃棄物処理法の基本方針に示されているように、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られることと、住民（消費者）の意識改革により、一般廃棄物の発生抑制や減量化が進むことが挙げられる。また、個々の自治体の政策的な判断により、その他の効果も期待できる。

(1) 発生抑制・減量化の推進

- 一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、一般廃棄物の発生量が抑えられ、ごみの減量化につながると考えられる。
- 廃棄物の埋立処分可能容量は、平成15年度時点で13.2年である。埋立処分場の新たな建設には、多大な費用が発生し、また、処分場跡地の利用用途も制限されることから、極力、処分量を減らすことが望ましい。そのためにも、一般廃棄物の発生抑制・減量化は、国策としても重要度の高い施策である。

(2) 公平性の確保

- 一般廃棄物処理を有料化することにより、ごみの排出量と負担額が連動していないという不公平が是正され、排出するごみ量に応じて費用を負担するという公平性が確保される。

- 「所得にかかわらず、生活上出さざるを得ないごみを排出できるという公平性（＝シビルミニマム）」についても考慮が必要である。例えば、有料化導入自治体においても、生活保護世帯、70歳以上単身世帯、母子家庭、身体障害者のいる世帯などを無料にしている事例がある。また、あきるの市や調布市などでは、少子高齢化に対応し、紙おむつは無料としている。
- ただし、これらの政策については、生活保護政策や身体障害者対策の方で配慮することも考えられ、また、大都市の場合、これらの世帯の転入・転出などによる変動も多く、個々の世帯への対応による手続き費用が多くなるため、他の施策との分担や発生する費用との比較が必要である。

（3）住民の意識改革

- 一般廃棄物の排出に手数料がかからない場合、住民は租税によってその費用を負担しているが、ごみの排出する機会や排出量と負担の機会が一致していないために、負担感や、循環型社会構築への意識が希薄である。一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて、費用負担が発生し、増減する有料化を導入することにより、住民の意識改革が期待できる。

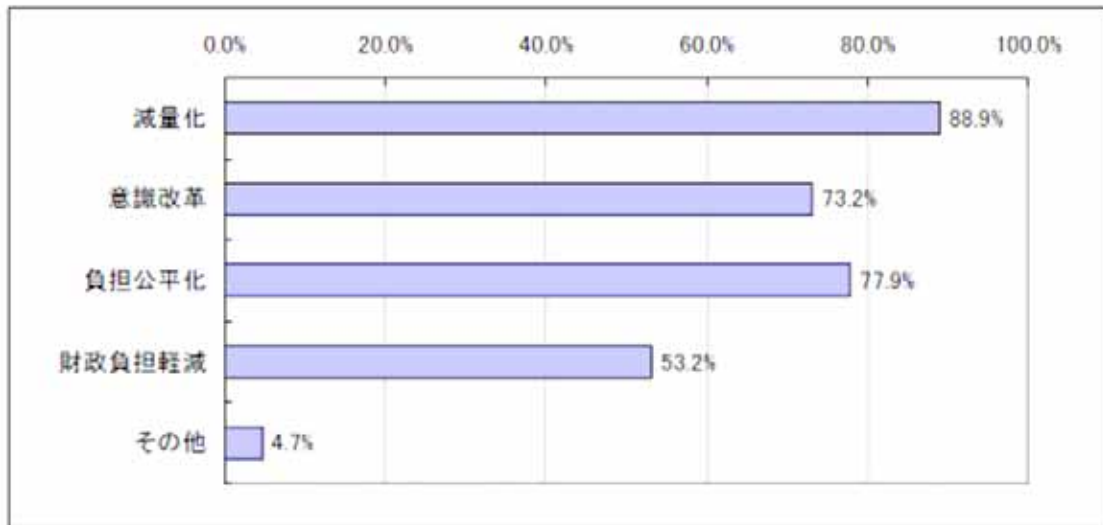
（4）その他の効果

- その他、各自治体が設定している一般廃棄物処理の有料化による効果としては、以下のような事例がある。

- ① 財政負担軽減
- ② 資源回収の促進
- ③ 費用や体制の透明性確保・向上

- ①は、料金収入を一般財源や廃棄物関係の財源として期待するものである。②は資源ごみを無料または低額料金にすることで資源回収量の増加を期待するもの、③は住民への説明責任を果たすための指標、ツールとして活用するものである。
- 表1. 1-1は、市町村で掲げている有料化の主な目的についての調査結果である。廃棄物処理法の基本方針に示された、ごみ減量の推進、住民負担の公平化、住民の意識向上を主な目的とする自治体が多いが、財政負担軽減を一番の目的とする自治体も多い。

表 1. 1-1 一般廃棄物処理の有料化目的別の市町村件数



(注) 調査は平成 17 年 7 月に全国の市及び一部事務組合に対して実施し、回収件数は 526 件である。

(出所) (財) 関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書 (内閣府委託調査)』平成 18 年 1 月

1. 2 有料化の料金体系

- 料金体系の考え方としては、ごみの排出量に応じた負担（公平性の確保）を基本とすると、定額制ではなく、従量制であることが望ましい。その一方で、シビルミニマムを重視する考え方や、総量の減量化を重視し、多量排出者に重い負担を課す考え方もあり、それぞれの考え方を組み合わせると、様々な料金徴収方法が考えられる。
- 落合（1999）は、平成7年に、有料化を実施している533市町村の料金体系を、図1.2-1のように類型化している。

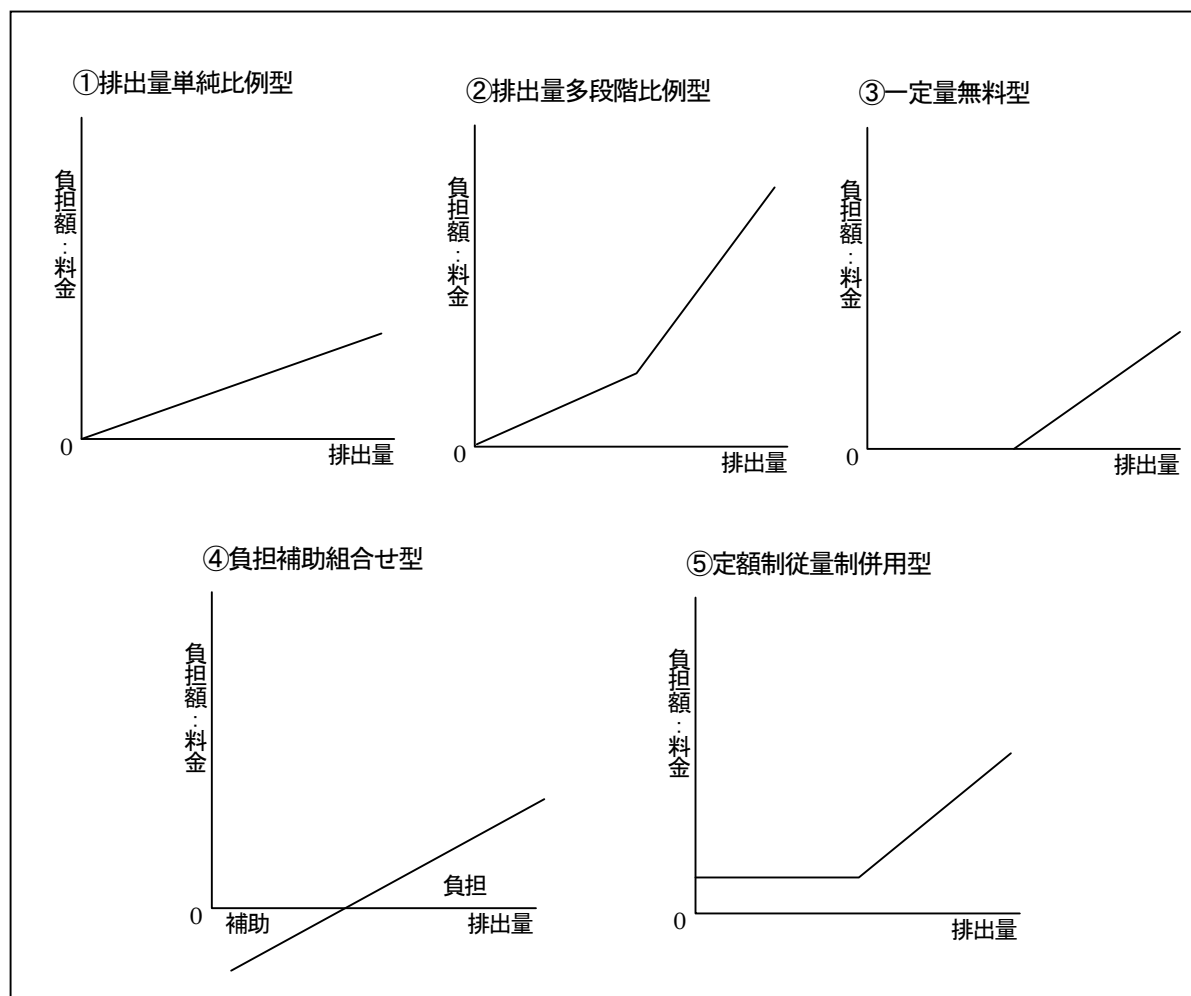


図1. 2-1 一般廃棄物処理の有料化料金体系の類型

（出所）落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国533都市アンケートと自治体事例の紹介ー』（株）ライフデザイン研究所、pp.13-15

- ① 排出量単純比例型（均一従量制）
ごみの排出量に応じて比例的にごみ処理費用を支払う方式である。袋単位で支払う場合などでは、料金は、袋枚数×料金単価で、計算される。
- ② 排出量多段階比例型（累進従量制）
排出量（袋単位で支払う場合は、指定袋の枚数）が一定量を超えた段階で、料金

単価（袋単位の場合は袋 1 枚当たり単価）が引き上げられる方式である。

- ③ 一定量無料型
一定のごみ排出量までは処理費用が無料であり、排出量が一定量を超えると有料になる方式である。具体的には、市町村が、指定袋やシールを一定枚数まで無料で配布し、それ以上排出したい場合は、住民が有料で指定袋やシールを購入するという仕組みである。
- ④ 負担補助組合せ型
一定のごみ排出量まで無料で、一定量を超えると有料になるのは、③と同じであるが、使用しなかった指定袋やシールを、市町村が買い取る方式である。
- ⑤ 定額制従量制併用型
一定のごみ排出量までは定額料金で、排出量が一定量を超えると、超えた部分については、排出量に応じて料金を支払う仕組みである。

○ これら料金体系の実施事例を表 1. 2-1 に示す。

表 1. 2-1 各料金体系の採用事例

料金体系	採用事例
①排出量単純比例型	帯広市、秩父市、鴨川市、調布市、上田市、多治見市、丹波市、津山市、安芸高田市など多数
②排出量多段階比例型	駒ヶ根市、都城市、下関市
③一定量無料型	下妻市、阿賀野市、千曲市、長野市
④負担補助組合せ型	高山市、大垣市、関市、野田市（現物支給）
⑤定額制従量制併用型	柳井市

（出所）各自治体ホームページ（平成 16 年度末時点）

○ これら料金体系のメリット・デメリットを表 1. 2-2 に示す。

表 1. 2-2 有料化料金体系のメリット・デメリット

料金体系	メリット	デメリット
①排出量単純比例型	<ul style="list-style-type: none"> ・制度がシンプルでわかりやすい ・排出量と料金の比率が一定であるため、予測や評価がしやすい ・戸別の排出量を把握する必要がなく、管理コストが安価である 	<ul style="list-style-type: none"> ・少量排出者の 1 kg も、多量排出者の 1 kg も同じ費用負担であり、料金水準が低い場合には、多量排出者の発生抑制につながらない可能性がある
②排出量多段階比例型	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出者の料金比率を高くすることで、多量排出者の発生抑制が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準を二段階にすると、袋の種類が二倍になり、行政コストが増す ・有料化後の予測や評価が難しい

		<ul style="list-style-type: none"> ・料金の変更点を公正に把握するために戸別の排出量を把握する必要があり、管理コストが大きい
③一定量無料型	<ul style="list-style-type: none"> ・一定量以下を無料にすることで、各世帯のその量までの発生抑制が期待できる ・生活保護世帯や介護世帯などの差別化が不要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料である一定量以下に減らすインセンティブが働かない ・世帯ごとに無料袋を配布する場合、世帯人数の違いによる不公平が生じる ・無料袋の配布の行政コストが増す ・料金の変更点を公正に把握するために戸別の排出量を把握する必要があり、管理コストが大きい
④負担補助組合せ型	<ul style="list-style-type: none"> ・有料袋の余剰分が売れるため、①よりも発生抑制インセンティブが期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯ごとに無料袋を配布する場合、世帯人数の違いによる不公平が生じる ・無料袋の配布や余剰分の買い取りの行政コストが増す ・料金の変更点を公正に把握するために戸別の排出量を把握する必要があり、管理コストが大きい
⑤定額制従量制併用型	<ul style="list-style-type: none"> ・定額である一定量までの発生抑制が期待できる ・定額制にすることで、その水準が十分であれば行政コスト増は回避できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・定額とする一定量の判断が難しい ・料金水準を二段階にすると、袋の種類が二倍になり、行政コストが増す ・定額である一定量以下に減らすインセンティブが働かない ・料金の変更点を公正に把握するために戸別の排出量を把握する必要があり、管理コストが大きい

- 上記料金体系のうち、②は、多量排出者に重い負担を課し、多量排出を抑制しようとするもので、③、④は、シビルミニマムの考え方を重視したものである。さらに、④は、余剰の指定袋やシールを買い取ることで、発生抑制のインセンティブを与えている。⑤は、多量排出の抑制と、シビルミニマム、さらには、財政収入の確保も考慮した料金体系である。表 1. 2-3 に、有料化に期待する効果と料金体系の相性を示す。特に大都市の場合、人口流動が盛んであるため、③や④を採用した場合の行政コストは、小規模な町村よりもさらに大きくなると考えられる。

表 1. 2-3 有料化に期待する効果と料金体系の相性

有料化に期待する効果	料金体系
発生抑制・減量化の推進	＋：排出量多段階比例型、排出量単純比例型
公平性の確保	＋：排出量単純比例型 －：定額制／排出量多段階比例型／一定量無料型
財政負担軽減	＋：排出量単純比例型／排出量多段階比例型／定額制従量制併用型 －：一定量無料型／負担補助組合せ型
資源回収の促進	＋：資源ごみと可燃・不燃ごみの料金差別化

- また、ごみの種類別では、リサイクル促進を重視する場合には、資源ごみは無料（又は廉価）とし、処理・処分される可燃ごみや不燃ごみを有料（又は高価）とすることが考えられる。

1. 3 有料化の料金水準

(1) 総額負担した場合の水準

- 住民から徴収する手数料のベースとしては、①ごみ処理費用総額、②ごみ処理費用のうち維持管理費用総額などが考えられる。②は、個人の努力が必ずしも反映されないような施設の建設費は含めないという考え方である。例えば、下水道処理料金の場合、雨水を排除するための費用は、税で賄われており、汚水の処理に要する費用は料金で賄われている。
- ごみ処理費用総額、維持管理費用総額をベースとして、手数料を試算すると、以下に示すように 30～47 円/kg、30L 袋で 240 ないし 373 円/袋となる。この結果は、全額の場合を総経費とした場合と、建設改良費等を除いた処理費及び維持管理費とした場合とについて算出したものである。

表 1. 3-1 単位当たりごみ処理費用の試算

①廃棄物事業経費計(千円)	2,395,620,800
②うち処理及び維持管理費(千円)	1,541,531,387
③ごみ処理量(t)	51,445,153
④kg当たり経費計(円/kg) ①/③	47
⑤kg当たり処理及び維持管理費(円/kg) ②/③	30
⑥1袋当たり費用(円/袋) (経費計ベース)	373
⑦1袋当たり費用(円/袋) (処理・維持管理費ベース)	240

(注) ⑥、⑦は、1袋を30L袋、8kg/袋と想定し、④、⑤の8kg分の費用とした。
(出所) 環境省『一般廃棄物処理事業実態調査(平成14年度)』

- なお、上記の試算に用いた廃棄物事業経費計は、一般会計の歳出計であり、施設等の減価償却処理したものではないため、将来的には、別途検討している一般廃棄物の廃棄物会計基準に基づいた費用をベースに算定するべきである。

(2) 部分負担の水準

- シビルミニマムに考慮すると、家庭系ごみの場合、全額を排出者に負担させることは難しい。なお、既存の有料化事例の袋の価格帯は以下のとおりである。これらの料金設定の根拠としては、上記理由の他、「住民の受忍限度額を超えるとの判断」、「周辺自治体の料金とのバランス」などが挙げられる。
- なお、処理コストの1/3や1/4を料金にするといった考え方もあるが、その数字には根拠はなく、結果として、その程度の料金が、上記の理由で考えた場合の水準に合致しているということであると考えられる。有料制の価格分布の調査事例結果を表 1. 3-2に示す。

表 1. 3-2 有料制の価格動向

袋の価格(円)	北海道・東北	関東	中部	関西	中国・四国	九州・沖縄	総計
0~10	9	11	23	15	22	8	88
11~20	44	38	74	19	49	105	329
21~30	4	7	37	24	70	41	183
31~40	33	5	32	19	41	23	153
41~50	3	13	24	14	44	5	103
51~60	8	0	6	8	10	0	32
61~70	2	0	7	2	2	0	13
71~80	0	0	0	5	10	1	16
81~90	0	0	0	3	1	0	4
91~100	1	1	6	2	1	0	11
101~120	1	0	1	4	0	0	6
121~140	0	0	0	0	1	0	1
141~160	0	0	2	8	0	0	10
総計	105	75	212	123	251	183	949

(出所) 天野智順「全国のごみ有料化の実施状況と減量特性」『都市清掃』vol.57, No.257, 2004年

(3) 発生抑制・減量効果と料金水準

- 一般廃棄物処理を有料化することによるごみの減量化効果は、内閣府のアンケート調査によると、料金が高い方がごみ減量化効果は高いという結果が出されている。

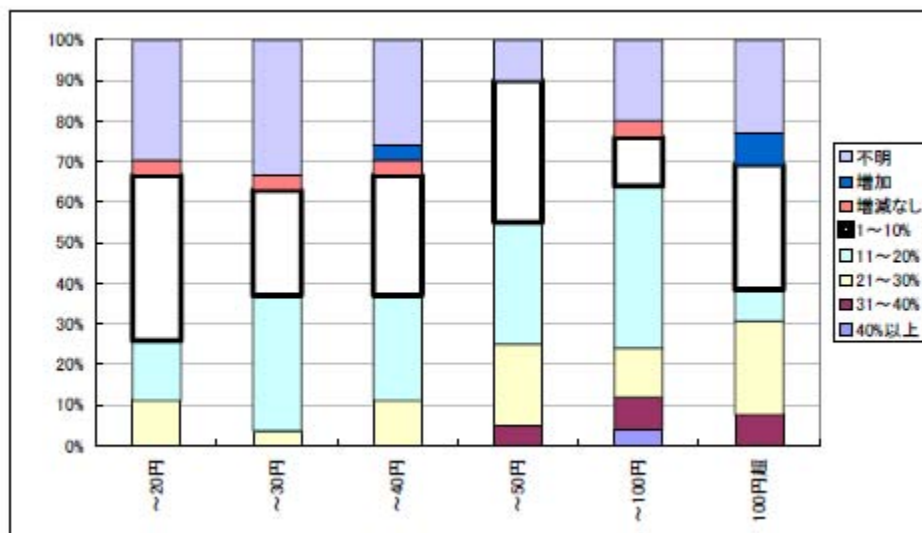


図 1. 3-1 料金水準別の減量化効果

(出所) (出所) (財) 関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書 (内閣府委託調査)』平成 18 年 1 月

- また、福岡市の調査によると、人口 10 万人以上で平成 8 年以降に単純従量制の指定袋制で有料化した都市について、ごみ量の変化をみた結果、45L 換算で 40 円以下では減量化効果があまり期待できないとの評価がなされている。

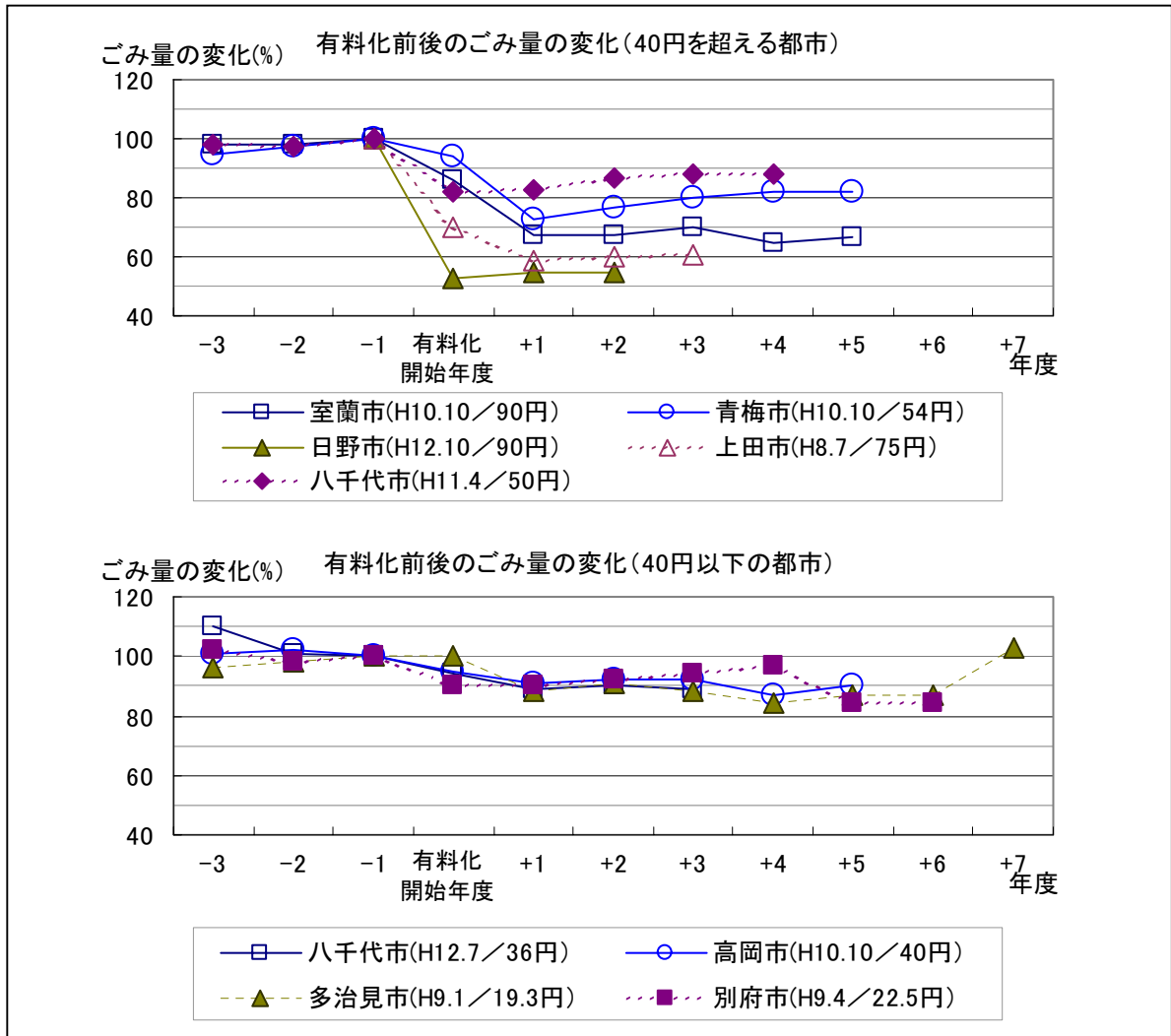


図 1. 3-2 有料化前後のごみ量の変化
(出所) 福岡市環境局資料

- どの程度の料金水準であれば、発生抑制・減量化効果が見込めるかについては、表 1. 3-3 に示すようにいくつかの研究事例がある。碓井 (2003) によると、指定袋 1% の上昇は、ごみ排出量を 0.082% 減少させる、また、河口・日引・島根 (2005) によると、平均値付近で、手数料 1% の上昇は家庭系可燃ごみを 0.037%、家庭系不燃ごみは 0.023% 削減する効果がある。

表 1. 3-3 料金水準と発生抑制・減量効果の関係分析事例

文献名	分析の概要	分析結果
碓井健寛「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」『会計検査研究』2003. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総排出量（直接搬入、自家処理量を含む）を被説明変数として、重回帰分析 ・ 平成13年7月から平成14年1月にかけて電話等によるききとり調査を実施し、全自治体の指定袋価格データを入手し、そのデータを基に分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定袋価格1%の上昇はごみ排出量を0.082%減少させる。 ・ その他、一人当たり所得、人口密度、世帯人員数、一人当たり事業所数、資源ごみ分別数、資源ごみ収集頻度などと総排出量との関係进行分析
河口政生・日引聡・島根哲哉「ごみ処理有料化制度のごみ減量効果に関する検証」『環境経済・政策学会 2005 年大会報告要旨』	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯当たり家庭ごみ（可燃ごみ/不燃ごみ）を被説明変数として、重回帰分析 ・ 電話によるききとり調査により、2,845（可燃ごみ）、2,740（不燃ごみ）の手数料価格データを入手し、そのデータを基に分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格弾力性（平均値付近の価格弾力性）は、家庭系可燃ごみ-0.037、家庭系不燃ごみ-0.023 となった。

- なお、実際の有料化事例の中には、手数料をかけない指定袋制でも、減量している場合もあるため、住民の協力度などを見極めて、料金を設定する必要がある。

1. 4 有料化の手数料徴収方法

(1) 排出量の把握方法

- 料金体系について、定額制以外のどの方式を採用するにしろ、ごみの排出量に応じて排出者に費用負担を課すには、ごみの排出量を把握する必要がある。排出量を把握する方法としては、表 1. 4-1 に示すように、一般廃棄物重量を計量する方法と、換算係数を用いて換算する方法がある。

表 1. 4-1 一般廃棄物の排出量の把握方法

	換算係数を用いて換算する方法	排出量・持込量を計量する方法
把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定のごみ袋やポリ容器の1個当たり平均重量か、見かけ比重（試験的に単位容積当たり重量を計量し、平均化した比重）を用い、個数を重量換算する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計量機を使用し、排出されたごみを計量する方法 ■ 請求先を特定する必要があることから、バーコードの活用など排出者を判別する仕組みが必要となる ■ ごみを計量するための機材購入やデータの記録システム、料金請求システムが必要である
わかりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの個数と比例するため、容易に換算しやすくわかりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村は、実重量がそのまま把握できるが、住民は請求されるまで料金がわからない
得られた重量の正確さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1個当たりの平均的なごみ量を使うため、実際の排出量とは異なる ■ 容器や指定袋にごみが圧縮して出されたり、重い生ごみのみを出す場合でも軽いプラスチックのみを出す場合でも料金が同一となり、公平性は多少劣る 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排出されたごみの実重量が計量されるため、正確であり、公平性が高い
期待される減量効果	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみを1個減らせば経費削減につながるため、ごみ減量を進めるインセンティブは生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 減量分が直接経費の削減につながるため、ごみ減量へのインセンティブが働く
課金の仕組みへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ■ 課金は袋やポリ容器、それらに貼るシールなどの販売金額に含まれるため、低コストである 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実際の重量に基づいて料金を請求することになるために、基本的に手数料を後納する仕組みになる

(出所) 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版、2002年を基に作成

- 収集段階で把握する方法は、公平性が高いが、計量機の導入やデータの記録、料金請求のシステムが必要である。また、排出や持込と同時に軽量しない場合には、バーコードを活用することが必要である。なお、千曲市では、バーコードシールを導入しているが、住民間によるシールの融通の抑制や、分別精度の向上効果を意図したものであり、排出者ごと(=バーコードごと)の計量はしていない。
- 住民の持ち込みごみを有料化している場合では、受入場所で計量を行い、量に応じた料金を徴収している事例が多い。
- 一方、換算係数を用いて換算する方法は、現在、一般的に用いられている方法であり、

手数料の媒体としては、指定袋、ごみ袋に貼るシール及びポリ容器などの定形容器の3種類がある。いずれの媒体とするかは、表1. 4-2に示すように、取扱いやすさ、期待できる減量効果、有料化の他の要素への影響、行政事務への影響、市場への影響、不正のされにくさなどを比較検討し、決定することが望ましい。

表1. 4-2 手数料の媒体の特徴比較

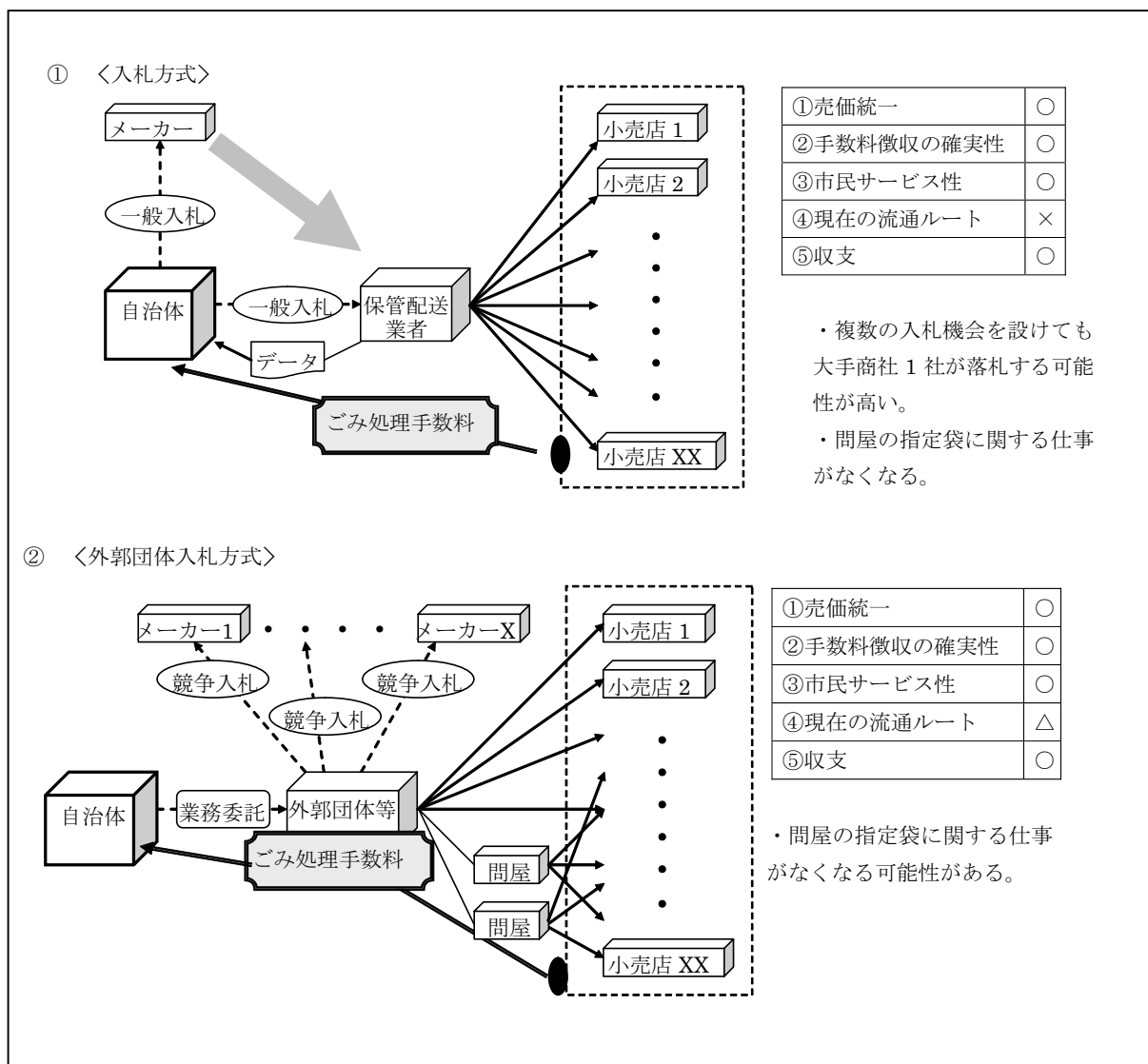
	指定袋	ごみ袋に貼るシール	ポリ容器などの定形容器
取扱いやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋は一般的であり、取扱いは容易である。 まとまると重くなるため、取扱いにくくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小さいため取扱いは容易である。まとまっても取扱いやすい。 紛失する可能性があることから、注意が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きくかさばり、また、汚れるため取扱いや保管に負担感が生じる。 配付する容器の購入費用など初期費用が必要となる(ただし、おおよそ規格にあう容器を持っていれば、新たな容器を購入する必要はないとすることはできる。) 使用する容器の個数と大きさを市民が事前に選択することがむずかしい。 容器の個数や大きさを契約変更するのが面倒である。
期待できる減量効果	<ul style="list-style-type: none"> ごみ量を減らせば使用する指定袋の枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ量を減らせば貼付するシールの枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。 	<ul style="list-style-type: none"> 容器の個数と大きさを事前に契約してしまうため、ごみ減量に対するインセンティブは限定される。 契約する容器の大きさや個数が妥当であれば、例えば超過しそうな場合にはごみ減量に対するインセンティブが働く。しかし余裕のある容器契約をさせてしまうとインセンティブは働かず、むしろめいばい出そうとするディスインセンティブが働く可能性がある。
他の要素への影響	<ul style="list-style-type: none"> 有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点はない。 	<ul style="list-style-type: none"> シールを貼付するごみ袋の大きさごとに手数料金額を変える場合には、貼り付けるシールも変える必要がある。この場合、収集する際に容易に確認できるよう、仕組みを工夫しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 袋に比べると扱いにくい。 生ごみなどの水分を含んだり、臭いの発生があるものに適する。
行政事務への影響	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入とともに手数料が支払われることになるため、手数料徴収費用は相対的に低くなる。 購入される指定袋の枚数はごみ排出量に応じて変動するので、収入は不安定となる。 	<ul style="list-style-type: none"> シールの購入とともに手数料が支払われることになるため、手数料徴収費用は相対的に低くなる。 購入されるシールの枚数はごみ排出量に応じて変動するので、収入は不安定となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 納付書などにより、手数料を徴収することとなるため、手数料徴収費用は、滞納、未納対策を含め相対的に高くなる。 契約によるため、収入が比較的安定する。 配付する容器の購入費用など初期費用が必要となる。 市民がごみ減量によって経費を削減しようとした場合、契約変更手法を必要とする。
市場への影響	<ul style="list-style-type: none"> すでにごみ袋の市場が存在するため、そこへの影響に配慮する必要がある。 レジ袋の取扱いを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の市場はないため、影響は少ない。 レジ袋などの利用が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に定型容器の市場が存在するため、そこへの影響に配慮する必要がある。
不正のされにくさ	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な袋では容易に偽造できるため、偽造防止対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易シールでは容易に偽造できるため、偽造防止対策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約を超えるごみが出された場合の取扱い方針を検討する必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 定型容器と異なり、リユースできないため、ごみとして処理されることになる。 犬・猫などが袋を引き裂き、ごみを散乱させる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋に比べると、ごみとして処理される量は少なくてすむ。 犬・猫などが袋を引き裂き、ごみを散乱させる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 犬・猫などによるごみの散乱が防げる。

(出所) 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版、2002年

- 換算係数を用いて換算する場合、より実際の排出量の変動に近似させるには、指定袋の容量の種類を多段階にすることが考えられる。多段階化した方が、より発生抑制・減量効果があると言われている。

(2) 手数料の徴収方法

- 上記の手数料媒体のうち、指定袋またはシールを採用した場合、手数料の徴収方法としては、以下のような選択肢が考えられる。①、②は指定袋の大きさに応じて料金（売価）を一律にしようとする場合の方式で、そのためにはメーカーを絞り込む必要があり、WT〇政府調達協定により、県や政令指定都市など協定で定められた機関は、物品購入の場合、3,200万円を超える調達をする際、原則として一般競争による入札を実施することが定められているため、大都市では、入札により業者を特定することになる。③～⑤は、複数のメーカー、問屋による袋の販売ルートを維持し、袋の売価が小売店ごとに異なることを認める方式で、③はシールの販売収入をごみ処理手数料として徴収する方法、④は販売店の申告による方法、⑤は管理票（証紙）を指定袋の外袋に小売店が貼り付けて販売し、管理票に応じてごみ処理手数料を徴収する方法である。



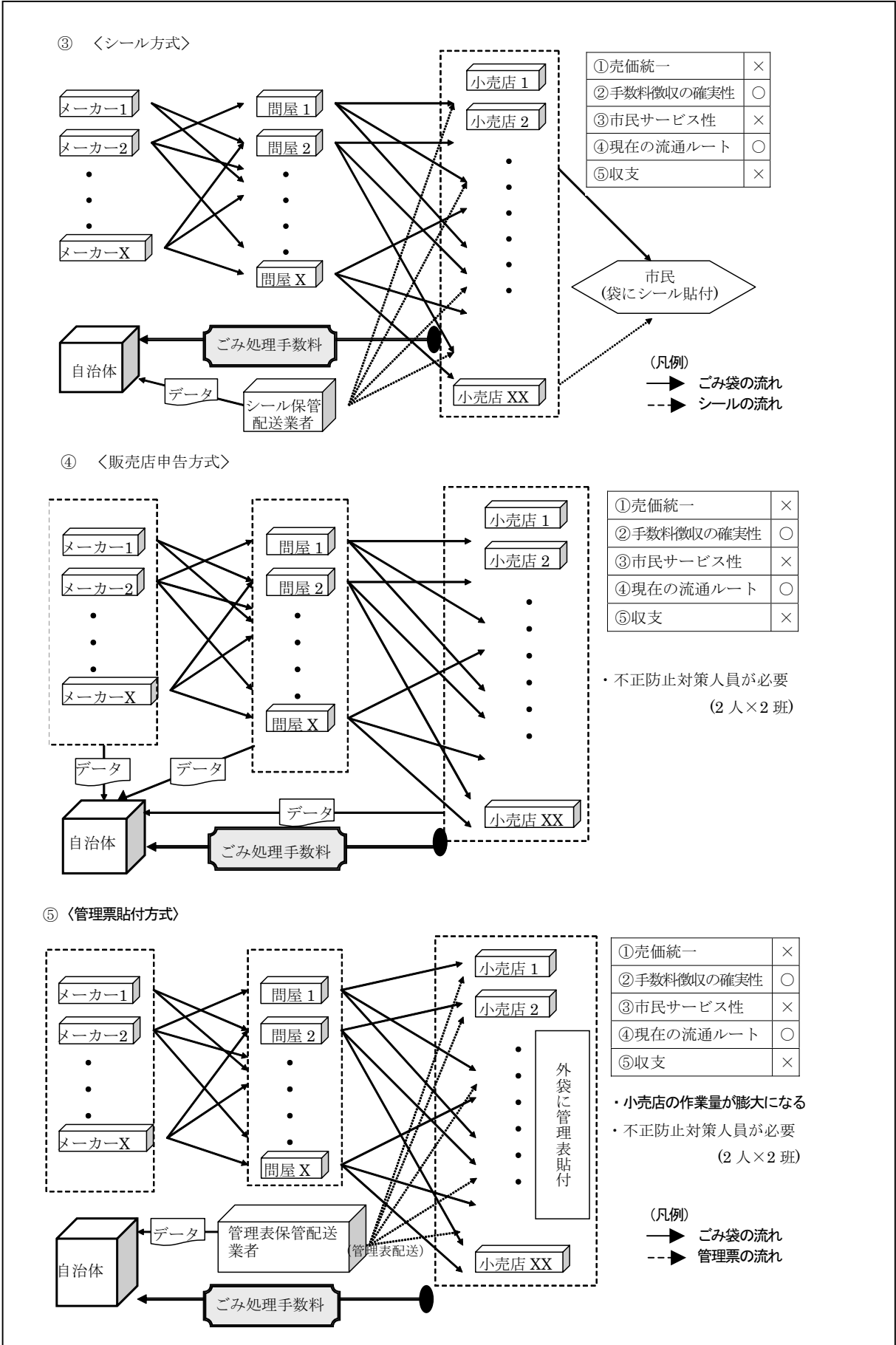


図 1. 4-1 手数料の徴収方法
 (出所) 福岡市資料を基に作成

1. 5 手数料の使途と運用

- 手数料の使途は、従来は一般財源化されることが多かったようであるが、最近の調査事例では、廃棄物行政の特定財源として、袋作製費など有料化の運用経費、ごみ減量・資源化推進の助成・啓発、ごみ処理施設、最終処分場、資源化設備の整備費、戸別収集による追加費用などに使用される事例が増えているようである。
- 図1. 5-1は、有料化手数料の使途の調査事例であるが、袋作製費など有料化の運用経費や、ごみ減量・資源化推進の助成・啓発事業費に用いている自治体が多い。

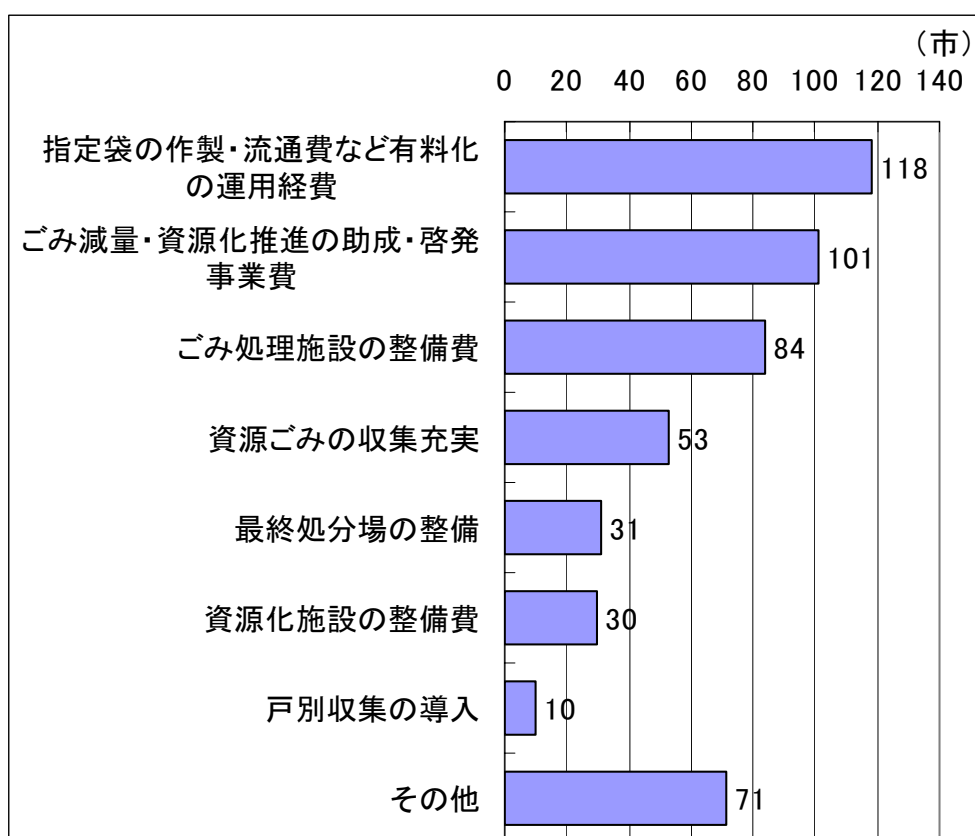


図1. 5-1 有料化手数料の使途（複数回答）

（出所）山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事業」『月刊廃棄物』2005年9月

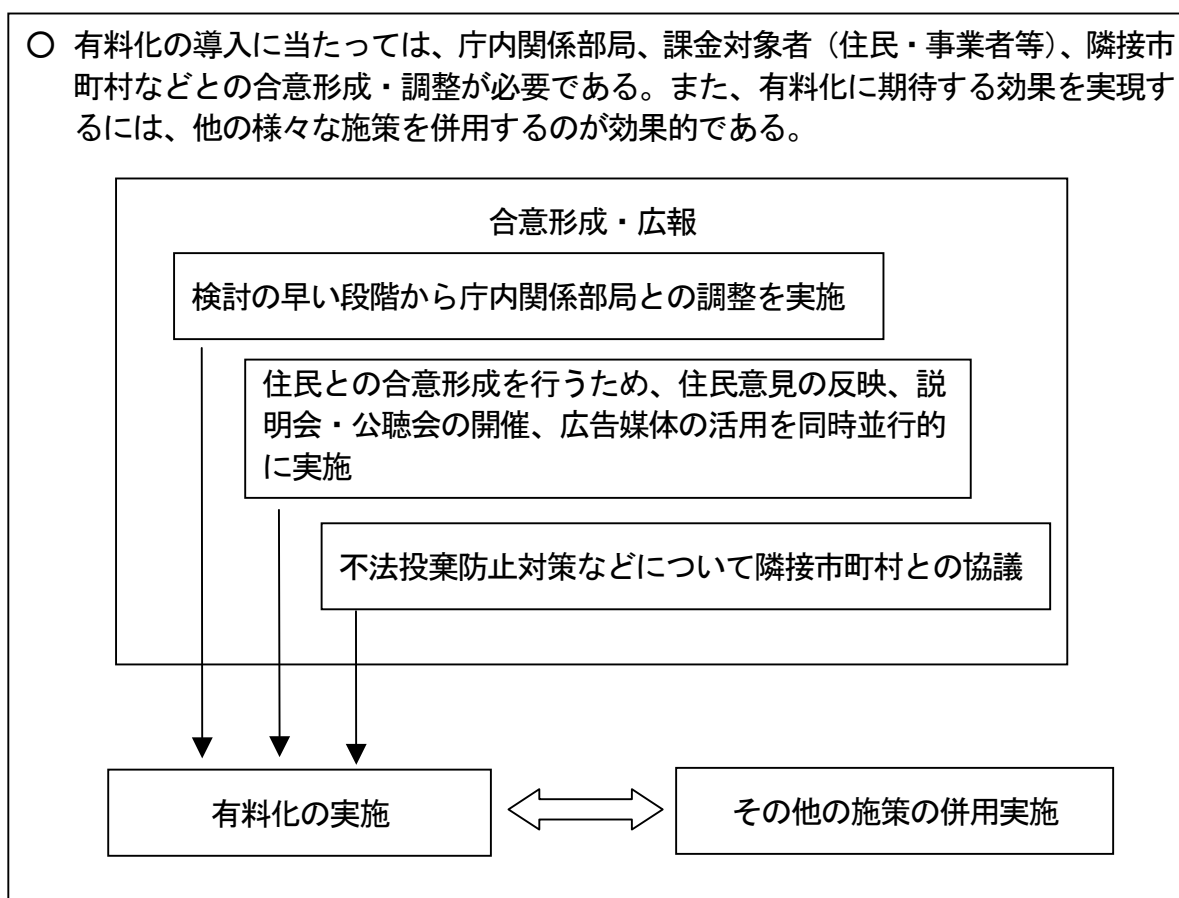
- また、多治見市や熊本市などのように基金として、運用する場合もある。多治見市では、ごみ袋の売り上げを特定財源化し、基金として積み立て、生ごみ処理機の補助金やごみ収集ステーションの整備費用、資源の集団回収の補助などに充当している。基金化することで、予算年度にとられない使用・運用が可能となる。
- 有料化に期待する効果との関係では、表1. 5-1のような対応が合理的であると考えられる。なお、指定袋の作製・流通費など有料化の運用経費は、有料化導入による追加的費用であるため、いずれの効果を期待する場合であっても手数料で賄うことが適当である。

表 1. 5-1 有料化に期待する効果に則した手数料の用途

有料化に期待する効果	手数料の用途
発生抑制・減量化の推進	戸別収集の導入費、発生抑制・減量化推進の助成・啓発事業費、
財政負担軽減	ごみ処理施設・資源化施設・最終処分場の整備費、収集・処理費用
資源回収の促進	資源回収・選別費用、資源化設備整備費

2. 有料化の導入、運用（D○）

- 有料化の導入に当たっては、庁内関係部局、課金対象者（住民・事業者等）、隣接市町村などとの合意形成・調整が必要である。また、有料化に期待する効果を実現するには、他の様々な施策を併用するのが効果的である。



2. 1 住民・事業者等との合意形成・広報

- 有料化の導入にあたって、住民や行政内部など関係者の合意は大きな課題である。合意を得るためには、一般廃棄物処理サービスの確かな目的・目標やそれに対する有料化の効果などの説明根拠を備えておく必要があるが、それとともに、検討の段階において、関係者と意見交換ができるような体制で、検討を進めていくことが必要である。以下に、関係者の円滑な合意形成を得るための取組を示す。

(1) 庁内関係部局との調整

- 一般廃棄物処理の有料化の仕組みが、一般財源の減税や、分別・リサイクルシステムの変更、事業系一般廃棄物の同時有料化、低所得者層の優遇措置などに及ぶ場合、廃棄物担当以外の関係担当部署（財務部局、商工部局、社会福祉部局など）との調整が必要である。そのため、例えば検討の早い段階から、庁内連絡会を随時開催するような体制を構築しておくことが望まれる。

(2) 住民意見の反映

- 一般廃棄物処理の有料化の手法等について検討する際には、検討会等における住民サイドとの意見交換、住民サイドからの意見聴取やパブリックコメント手続により、行政のみによって政策形成や決定を行うのではなく、住民の意見を反映させる仕組みを

確保することで、円滑な住民合意を達成することが重要と考えられる。

(3) 説明会・公聴会の開催

- 住民に対して有料化制度の浸透と協力を得るには、住民に対する説明会や公聴会等の開催が有効である。計画段階において開催する場合には、可能であれば複数の仕組みの案を公表・説明し、意見を聴取することにより、住民の意見がより反映された仕組みになると考えられる。また、導入開始前に開催する場合には、有料化の仕組みの説明とともに、簡易包装商品やばら売り商品の購入、生ごみの水切りなど発生抑制・減量化の具体的方策や、不法投棄対策などについても説明することが必要である。
- 説明会の開催方法とごみ減量率について分析した調査では、自治会単位で直接住民を対象に実施している事例で、高いごみ減量率を達成した事例があることが報告されている（大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年3月）。
- また、このような説明会を実施する場合、あらかじめ住民から尋ねられることが予想される質問に対する回答集（Q&A集）を準備することが望ましい。表2. 1-1は福岡市が住民説明会に準備したQ&Aの一部である。Q&Aは、その市町村のこれまでの一般廃棄物処理サービスの内容や、導入しようとする有料化の仕組みなどによって異なると考えられるため、このような例を参考にしつつ、検討過程で議論した内容を踏まえて作成すべきである。

Q & A 事例

税金の二重取り	Q	これまで、ごみ処理は税金で賄ってきたのだからその中でやるべきである。人工島の負担が市民にまわってきているのではないか。
	A	家庭ごみの有料化は、排出者責任の考え方のもと、負担の公平性を確保するとともにごみ減量・リサイクルの行動を起こす動機付けのために行うもので、ごみ処理経費については、現在条例で、一回一袋は無料としているところを、一袋目から一部負担してもらうものである。
金額・弱者対策	Q	有料化の金額は、具体的にいくらぐらいになるのか。
	A	周辺市町村の状況も参考にし、45ℓの袋一袋あたり30円～60円の範囲で検討している。
	Q	リサイクルにまわせれば、45ℓの袋では余裕がある。袋の大きさによって価格差を設けてほしい。
使途	A	有料化を実施する場合は、ごみ減量・リサイクルを進めるため、大・中・小の3種類の袋をつくり、それぞれの袋の価格差を設けることにより、努力して小袋で済むように減量すれば、これまでとあまり負担が変わらない価格に設定したい。
	Q	有料化でどのぐらいの財源が入ってきて、それがどのように使われるのか。
	A	試算では、仮に45ℓ袋を45円にした場合、約27億円の歳入が見込まれるが、ごみ袋製造経費等必要経費を差し引くと21億円。これは、ごみ処理経費に充当されるが、一般財源の中から「環境市民
	Q	有料化で得られた財源の出入りの情報を全て開示することが絶対に必要である。
効果	A	市民の皆さんが納得のいくように、ごみ処理等にかかる環境局全体の歳入・歳出を毎年公表し、透明性の確保に努めていく。
	Q	有料化によって、ごみ減量効果はあるのか。一時的なものではないのか。
ボランティア袋	A	平成8年度以降に有料化した10万人以上の都市で調査を行ったところ、他の減量施策と併せて実施することにより、1割程度減少しており、その後も効果を維持している。本市としても有料化だけではなく、いろいろな施策を行うことでごみを減らしていきたい。
	Q	街路樹の落ち葉や地域清掃のごみ袋も有料袋を買わないといけなのか。
せん定枝	A	ボランティア袋をつくって無料で配布したいと考えている。
	Q	庭木のせん定枝や葉は、野焼きも禁じられているのでごみ袋で出すしかない。有料化になったら、何とかならないか。
生ごみ	A	せん定枝は、指定袋以外で収集する方法についても検討しています。葉は、できるだけ枯らして量を減らして可燃ごみに出していただくか、土に埋めるなどしてください。
	Q	マンションで生ごみのリサイクルは無理がある。ディスプレイ使用は可能か。
	A	下水の水質悪化を招き環境に負担を与えるため、単体での使用は条例で設置が禁止されている。
	Q	生ごみはもっと力をいれてやるべき。市の助成制度もお粗末。農家とのタイアップも必要。
トレイ	A	今まで全市一律の施策で難しかったが、今後は、ファンドを創設し、住民主体の生ごみ堆肥化の取り組みにも積極的に支援していきたい。農家とのタイアップは、堆肥の質など難しい問題もあり、検討私たちは、トレイを買わされている。トレイを使わないように販売店に言えないのか。また、なぜ、色つきトレイは回収しないのか。
	Q	過剰包装の自粛、トレイの販売店回収を今後強く申し入れしていく。色つきトレイは、さまざまな色があるため、白色トレイといっしょにリサイクルできない。
拡大生産者責任	A	市民に負担させる前にメーカーやスーパーなど製造者側をもっと強く指導すべきだ。
	Q	スーパーに対して、過剰包装の自粛や資源物の自主回収について、強く指導していく。また、デポジット制度の導入など本市単独ではできないものもあるため、他の政令市と連携し、要望を続ける。企業がつくるものは、消費者のニーズによるものであるため、消費者からの要望や働きかけも重要
	Q	新聞広告(チラシ)が多い。企業の責任として、新聞社や販売店が自主的に回収すべきではないか。
不法投棄	A	チラシは断ることができる。また、販売店に依頼すれば、回収してくれる。チラシは、新聞と一緒に回収できるため、地域集団回収や紙リサイクルボックスに出してほしい。
	Q	有料化したら不法投棄が増えるのではないかと。対策は考えているのか。
	A	不法投棄対策の係りを新設し、対策を強化していく。有料化実施前後は、住民に対して有料化の趣旨について理解を求めていくとともに、監視パトロールの強化などを行う。しかし、行政だけでは限界があるため、地域の皆さんと一緒に不法投棄をさせない街づくりを行っていきたい。
啓発	Q	地域で取り組む不法投棄パトロール、清掃用具ボックス設置、トレイ回収ボックス設置などに支援しこのような活動支援に対する住民の皆さんの要望がいろいろ出ている。そのため、環境市民ファンドを創設し、ごみ減量・リサイクル活動などに積極的に支援していきたい。
	A	ワンルームマンションなどで違反者が多い。徹底した啓発をしてほしい。
環境学習	Q	管理会社には契約時に4分別・リサイクルがわかるようなチラシを渡してもらっている。不動産協会などにチラシ配布について要請している。大学入学時のオリエンテーションでもチラシを配布し指導しているが、今後も力を入れていきたい。
	A	あらゆる世代、小中高の子どもたちや若者への環境学習に力を入れてもらいたい。
事業所ごみ減量対策	Q	現在、小学校へ事業所の職員がバッカー車で出向き、ごみの総合学習を行っている。また、幼児向けの学習プログラムの作成を考えている。小中学校向けの副読本を作っているが、今後も力を入れ
	A	事業系ごみが増加している。行政指導はしているのか。
野焼き	Q	立ち入り指導対象事業所を延床面積3000㎡から1000㎡まで引き下げ、指導を強化していく。また、中小企業の腰の分別リサイクルを進めるため、現在、事業所古紙回収モデル事業を行っており、今
	A	庭木のせん定枝など、ビニールなど混ざらないようにしても、野焼きはだめなのか。ごみ減量と矛盾するのではないかと。
	Q	せん定枝からも、微量だが、ダイオキシンは発生する。また、焼却した際の煙や臭いなどで、生活されている地域住民の皆さんにも迷惑をかけたり、苦情の原因となるため、野焼きは禁止している。

(出所) 福岡市環境局資料

(4) 広報媒体の活用

- 検討会や説明会・公聴会を住民参加で実施したとしても、開催回数には限界があり、大都市では、参加できない住民や参加しない住民の方が多くなると考えられる。そのため、テレビ・新聞・雑誌・市の広報紙などの広報媒体を積極的に活用し、多くの住民の周知することが必要である。具体的には、新聞への折り込み広告や自治体広報誌とともに、ごみ有料化に関するニュースレターを挿入するなどの方法が考えられる。また、選挙やお祭り・イベントなど、住民が一同に介する機会にチラシを配布するなどのPR方法が考えられる。

(5) 隣接市町村との協議

- 有料化を実施した場合、近隣市町村に有料化を実施していない市町村や、料金レベルの低い市町村がある場合には、市町村の境界において、近隣市町村への不法投棄が問題になる可能性がある。危険性が高い場合や問題が顕在化した場合には、不法投棄ごみの回収の取り決め（例えば、有料化を実施している市町村の責任によりすぐ収集する等）について協議を行うことも必要である。

2. 2 その他の施策との併用

(1) 目的に則したその他施策

- 一般廃棄物処理サービスの目的・目標を実現するためには、その目的・目標に効果的な他の施策を併用する方が効果的である。有料化に期待する効果の実現に寄与すると考えられる施策を以下に示す。

表 2. 2-1 有料化に期待する効果の発揮に寄与する施策

有料化に期待する効果	併用による相乗効果が期待できる施策
発生抑制・減量化の推進	生ごみ処理機器購入助成制度、マイバッグキャンペーン、エコショップ認定制度、小規模事業者のごみ有料化、戸別収集の実施、分別区分の見直し
公平性の確保	廃棄物会計の導入、小規模事業者のごみ有料化
住民意識の向上	マイバッグキャンペーン、エコショップ認定制度、戸別収集の実施、分別区分の見直し
財政負担の軽減	廃棄物会計の導入
費用・体制の透明性確保・向上	廃棄物会計の導入
資源回収の促進	集団資源回収助成制度、分別区分の細分化、地区指導員の確保・育成、再生ルートの開拓

① 廃棄物会計の導入

- 現在、検討中の廃棄物会計基準を導入することにより、ごみ処理手数料のベースとなる費用を、全国統一のルールで算定することが可能となる。また、廃棄物会計基準が確立されれば、この基準に基づく費用を根拠として、ごみ処理手数料の体系や水準を決定することが、ナショナルスタンダードになると考えられる。

② 分別区分の見直し

- 分別区分を見直すことで、消費者のごみ排出の負荷が高まるため、ごみの発生抑制・減量効果が期待できる。なお、分別区分についても、ガイドラインを別途検討中であり、将来的には、このガイドラインに基づいた分別ルールが普及していくことが望まれる。

③ 小規模事業者のごみ有料化

- 事業系一般廃棄物は、家庭ごみ以上に有料化が導入されているが、中小企業対策として、小規模事業者に限り無料で家庭ごみとともに収集している場合もある。家庭ごみを有料化する場合には、公平性の観点からも小規模事業者のごみ有料化を実施することが望ましく、また、そうすることで、より大きな減量効果が期待できる。

④ 生ごみ処理機器購入助成制度

- 生ごみは可燃ごみの約 30%に相当するため、これの減量効果は非常に大きい。生ごみ処理機器には、乾燥型・発酵減容型の処理機と、簡易式の生ごみコンポスト容器がある。前者には対しては 1～3 万円程度、後者には 3 千円程度の補助がされている。

⑤ マイバッグキャンペーン

- マイバッグキャンペーンは、不要な使い捨ての袋の発生を抑制する施策であり、1970年代初め頃より、スーパーなどの自主的取り組みとして広がってきたものである。自主的取り組みの中では、マイバッグ持参者へのポイント還元や、マイバックの販売やマイバスケットの販売・レンタルなどが行われている。自治体によるマイバッグキャンペーンの取り組みとしては、ポスター・標語などの公募（狛江市など）、マイバッグなどの景品抽選会（桑名市など）、スタンプ・ラリー（高知県など）などが行われている。

⑥ エコショップ認定制度

- エコショップ認定制度とは、ごみの減量化や再資源化に積極的に取り組む小売店をエコショップとして認定する制度で、認定書の交付や、エコショップシールなどの配布、広報誌やホームページなどでの広報を行うものである。

⑦ 戸別収集の実施

- 一般廃棄物処理の有料化により懸念されるのは、不法投棄や違反ごみの排出である。ごみの回収を戸別収集にすると、ステーション回収の場合よりも匿名性が薄れ、そのような行為は抑制されると考えられる。その結果、発生抑制・減量化や、住民意識の向上、精度の高い資源回収が期待される。

⑧ 集団資源回収助成制度

- 一般廃棄物処理の有料化導入時に、資源ごみは無料もしくは低料金にすることで、資源回収を促進することができる。さらに資源回収量を増やす方策として、集団資源回収への助成制度が考えられる。

⑨ 地区指導員の確保・育成

- 分別精度が高いほど、資源回収量やその価値は増えるが、資源ごみの手数料を可燃ごみや不燃ごみよりも優遇した場合、資源ごみへの異物混入が懸念される。野田市では、廃棄物の削減施策として、地区指導員（廃棄物減量等推進員）を地区ごとに任命し、地区指導員経由で、地域の資源ごみの分別精度向上を図っている。

⑩ 再資源化ルートの開拓

- 資源回収を促進するには、集団回収や資源ごみ分別回収などの資源回収のルートを構築し、回収される資源の分別精度を高めるとともに、回収した資源の再資源化ルートを開拓する必要がある。再資源化ルートが確立し、住民が分別した資源が、高い歩留まりで再資源化されているという情報が住民にフィードバックされることにより、住民の分別意欲は維持・増進される。

(2) その他の施策との併用による効果

- 上記の施策と併用することにより、有料化の効果がどのように変化するかについて検証した事例はほとんどないが、分別区分の見直しと減量効果との関係については、以下のような報告がある。
- 笹尾（1999）の分析によると、分別数が1つ増えることにより全国平均で1人1日当り約1~2%の減量効果をもたらすが、その効果は約11種の分別までであり、このときの最大減量効果1人1日当り約136グラムとなる。しかし、これを超えると減量効果が薄れる（笹尾俊明「廃棄物処理有料化と分別回収の地域的影響を考慮した廃棄物減量効果に関する分析」環境経済・政策学会1999年大会）。
- 山谷（2005）は、有料化を導入している市を対象としたアンケートを実施し、有料化とともに、資源ごみ収集方法の変更を実施したか否かによって、調査市町村を二分し、以下のように、減量効果レベル別に市町村を整理し、「有料化施策と同時に資源ごみ分別収集の充実施策や奨励的施策・助成的施策の導入に積極的な市において、直近年度にごみ減量効果が大きく出る傾向がある」ことを示している。

表2. 2-2 有料化導入と資源ごみ収集方法の変更による減量効果

直近年度の減量効果	20%以上減	10~20%程度減	5~10%程度減	±5%の範囲	5~10%程度増	10%以上増
資源ごみ収集方法を変更した14市	Y市(2)	A市(2)	B市(2)	J市(1)	D市(1)	G市(1)
		O市(1)		P市(1)		M市(3)
		Z市(0)		R市(2)		
				V市(2)		
				W市(3)		
				X市(4)		
資源ごみ収集方法を変更しなかった12市		L市(3)	U市(3)	C市(0)	H市(2)	E市(0)
				K市(0)	I市(1)	F市(0)
				Q市(0)	N市(0)	S市(0)
					T市(0)	

※1) カッコ内は、有料化を契機に導入した奨励的施策・助成的施策の数

2) 分析対象は次の26市（単純方式・大袋40円台）

むつ市、横手市、米沢市、寒河江市、長井市、天童市、東根市、矢板市、八日市場市、青梅市、燕市、白根市、高岡市、七尾市、相生市、桜井市、田辺市、出雲市、平田市、安芸市、田川市、太宰府市、佐賀市、鳥栖市、五島市、宮崎市

（出所）山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事業」『月刊廃棄物』2005年10月

- また、千葉県野田市では、10年前に有料化（一定量無料型）を導入したが、他の施策（ごみ減量協力店制度、廃棄物減量等推進員の委嘱、剪定枝等の堆肥化など）を組み合わせることによって10年間にわたって個人、世帯ともに減量化が継続している（図2. 2-1）。

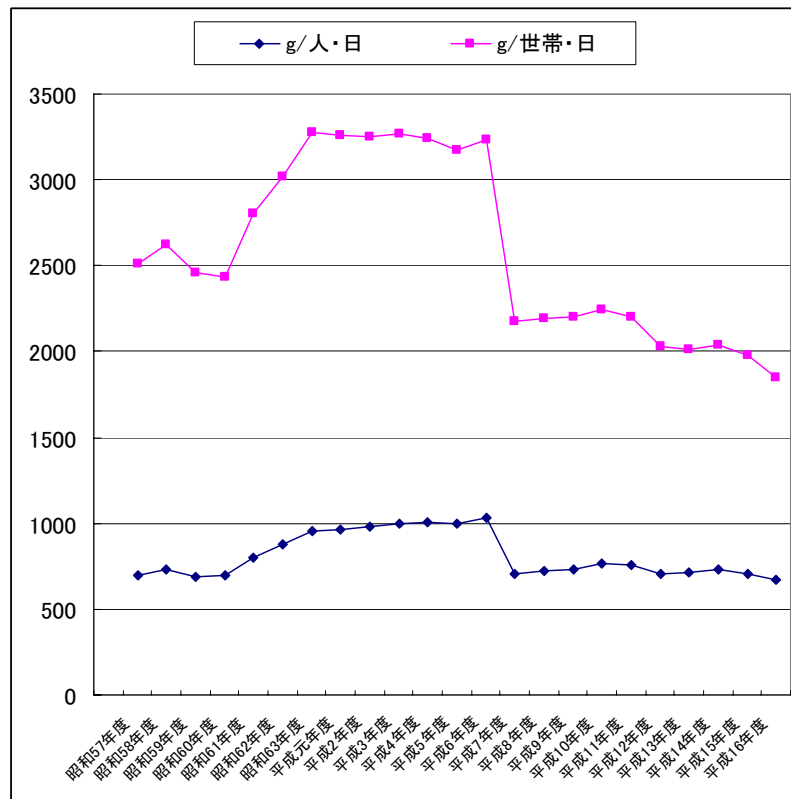
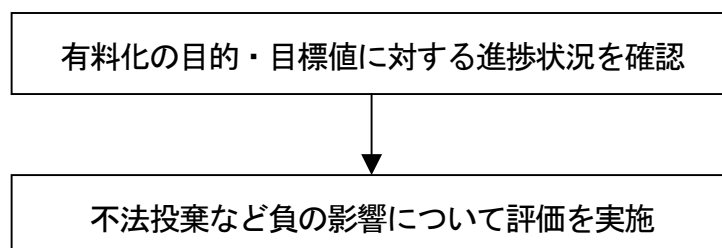


図2. 2-1 野田市におけるごみ量の推移（平成7年より有料袋制を導入）
 （出所）野田市資料

3. 有料化制度の評価（Check）

- 有料化制度の評価は、有料化の当初の目的の達成状況で、まず計られるべきである。さらに、不法投棄など負の影響の発生状況についても評価が必要である。



3. 1 評価指標

- 有料化施策の政策評価の方法は、有料化に期待する効果によって異なる。公平性の確保については、排出量に応じた費用負担になっているかを把握・評価することであり、その指標としては、「排出量当たり負担額」が考えられる。例えば、有料化手数料の媒体となる指定ごみ袋の種類が少ない場合、排出量当たり負担額に格差が生じる可能性がある。
- 発生抑制・減量化の評価は、課金対象ごみや、焼却ごみ、埋立ごみの量や比率が評価手法となるが、後述するように、その評価は、基準年の設定や、当初の目標、導入しなかった場合のごみ量などによって異なる。
- また、課金対象ごみ等の量が減少していなかった場合、その要因として、有料化の逆進性が顕在化していることも考えられる。有料化の逆進性とは、手数料を従量料制にした際、低所得者層はごみ処理料が所得に占める比率が高くなるため、ごみ減量に努めるが、高所得者層はごみ処理料の額は相対的に小さいので、従来どおりごみを排出するため、全体としてのごみ減量効果が小さくなるという問題である。
- 住民の意識改革については、資源ごみの分別精度や、満足度調査の政策への賛同率などで評価することができる。
- 財政収入確保については、ごみ処理事業費に占める料金収入比率や、ごみ処理事業への一般財源歳出額などの指標が考えられる。なお、一般廃棄物処理の有料化を導入した場合、袋制作・運用などの流通経費が手数料収入よりも多くなる場合もあるため、その懸念がある場合には、比率ではなく、「ごみ処理事業への一般財源歳出額」を指標とするのが望ましい。
- 資源回収の促進については、直接資源化量や総資源化量が指標となる。ただし、これらの量の変動は、分別区分の設定や、資源回収ルート（集団回収など）の充実など他の施策による影響が大きいと考えられるため、それら施策を含めて総合的に評価する必要がある。

- 環境負荷の変化については、有料化導入の負の側面として、不法投棄量や不適正排出量が増加したか否かを評価することが必要である。また、CO₂発生量については、有料化に伴う収集体系の変更による増減、減量化や資源回収量の増加による減少などを評価することが考えられる。

表3. 1-1 有料化の仕組みの政策評価の評価項目例

評価軸	評価指標
発生抑制・減量化	課金対象ごみ量、焼却処理量（率）、最終処分量（率）
公平性の確保	排出量当たり負担額の個人差
住民の意識改革	分別精度、満足度調査結果（賛同率）
財政負担軽減	ごみ処理事業費に占める料金収入比率、ごみ処理事業への一般財源歳出額
資源回収の促進	直接資源化量、総資源化量
環境負荷の変化	不法投棄量、不適正排出量、CO ₂ 発生量

3. 2 リバウンドの評価・対策

- 図は、有料化後のごみ収集量の変化を示したものであるが、有料化をしなければ①になっていたと考えれば、③～④はリバウンドしているが、ごみ減量効果は維持していると考えられる。有料化をしなければ②であったとすると、③は有料化の効果がほとんどなくなっていると考えられ、その原因を究明する必要があると考えられる。なお、将来予測が①になる状況としては、人口の増加や、単身世帯の増加に伴う調理済み製品購入と、その容器包装排出量、食べ残し排出量の増加などが考えられる。

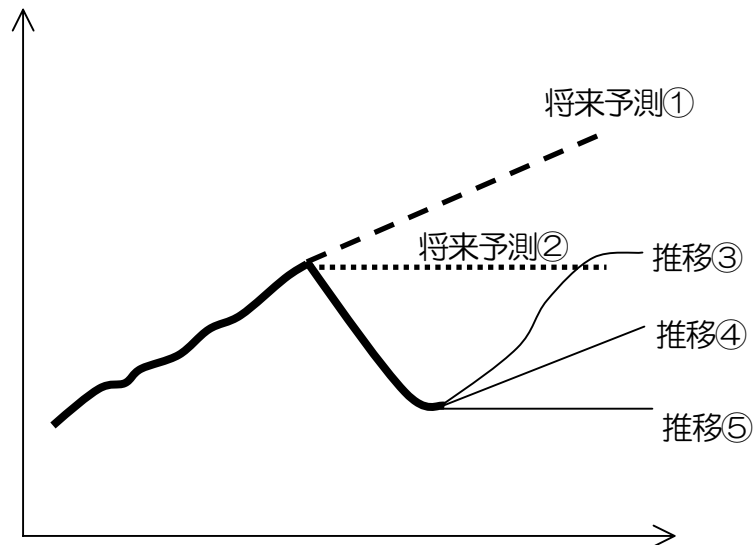


図3. 2-1 有料化後のごみ量予測とごみ量の推移パターン

- 料金体系を、一定額無料型や、定額制従量制併用型にした場合には、有料化当初は、どの程度減量すると従量料金がかかるかが不明であるため、できるだけ排出を抑制しようというインセンティブが働くが、1、2年経ると、無料で排出できる最大量の目安が明らかとなり、それ以上の減量インセンティブが低下するため、リバウンドが生じると考えられる。
- 継続的に住民に刺激を与えて意識啓発を行うことが重要であり、「料金体系を変更する」、「削減努力へのインセンティブを与える（例えば、無料配布袋の返却に対する景品付与等）」などの方策が考えられる。

3. 3 不法投棄や不適正排出の増減評価・対策

- 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化ガイド』では、図3. 3-1に示すように、有料化前後の不法投棄回収件数は、一時的に大きく増加している事例もあるが、長期的にみると、必ずしも不法投棄が増えるとは限らないことが示されている。しかし、現在の有料化料金は、実際のコストよりも低く、住民の受忍限度額に抑えられているとも考えられ、今後、一般廃棄物処理コストが明確化され、全額料金で賄うような料金体系とした場合には、不法投棄インセンティブが大きく働くものと考えられる。

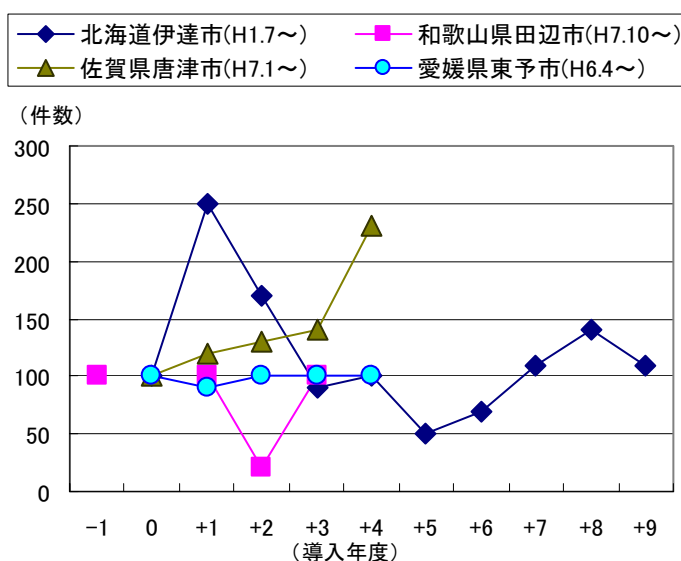


図3. 3-1 有料化導入市町村における有料化前後の不法投棄回収件数の推移
(出所) 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化ガイド』日報出版、2002年

- 山川(2004)は、米国EPAの「不法投棄防止ガイドブック」に示されている分類にしたがって、不法投棄対策を、表3. 3-1のように整理している。以下に、各対策の概要を示す。

(1) 撤去

- 撤去には、労働力、装備、資金等種々の資源が必要である。成功事例として挙げられている「住民参加型撤去活動」の事例では、行政が運搬費用の予算を賄い、地元ボランティアが中心となり、マスコミへの広報などを通じて、ボランティア、保健所、警察、市の農道担当部署などが参加し、総計約100人で3日間撤去作業が行われた。撤去後は、立て看板を設置し、不法投棄はなくなったとのことである。

(2) 維持管理

- 維持管理において、有効であった対策は、看板、人感ライト・スピーカー、車両侵入防止柵、プランター・花壇などである。人感ライト・スピーカーは、体温を感知して照明がつき、メッセージが流れるもので、ダミーカメラとしての働きもある(奈良市では、8箇所の不法投棄多発地帯に設置し、7箇所で効果があったと報告されている。効果がなかった場所では、投棄場所がセンサーが反応しない場所に移動したとのこ

と。)。車両侵入防止柵としては、柵、土盛りによる侵入防止、バリケードなどによる駐停車防止、不法投棄場所の囲いなどが挙げられる。

(3) コミュニティプログラム

- コミュニティプログラムには、住民参加型のイベントや、住民が警察と協力し、住民の通報や犯人の特定ができる仕組みなどがある。前記の室戸市の事例は、コミュニティプログラムでもある。

(4) アウトリーチ

- アウトリーチとは、学習要求を持っていない人々を学習機会に参加させ、学習要求や学習行動を誘発しようとする活動である。

(5) 執行

- 執行に関する取組には、「特定して文書送付」が挙げられているが、これは「不法投棄されたごみから、個人を特定し、個人宛に市長名で文書を送付する」というもので、個人向けには効果があることが報告されている。

(6) 監視

- 監視対策としては、監視カメラ、人感ライト・スピーカー、民間協力通報網整備が挙げられている。監視カメラについては、熊本市、茨木市（大阪府）で、設置場所及びその周辺の不法投棄がなくなったと報告されている。また、民間協力通報網整備とは、郵便局やタクシー等の協力による監視網の充実を指している。青梅市では、郵便局やタクシー会社の他、新聞販売店や森林組合とも協定を結んでおり、約3割の不法投棄回収量の減少が報告されている。

表3. 3-1 日本で成功した不法投棄対策

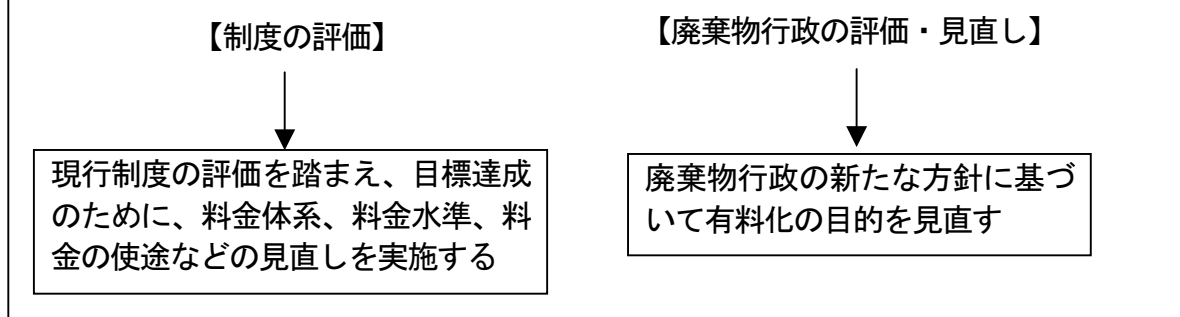
分野	対策		回答数
投棄場所の維持管理	撤去	住民参加型撤去活動	1
	維持管理	処罰・呼びかけの看板	4
		人感ライト・人感スピーカー	1
		車両進入防止柵等	5
		プランター、花壇	2
コミュニティ・アウトリーチと参加	コミュニティ・プログラム	住民参加型撤去活動	1
		警察との協力・監視強化	2
	アウトリーチ		0
投棄者に対する法の執行	執行	特定して文書送付	1
	監視	監視カメラ（ダミー含む）	6
		人感ライト・人感スピーカー	1
		民間協力通報網整備	2

(注) ここで、成功とは、アンケートに回答した担当者の判断によるものである。

(出所) 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第57巻、第257号(2004)を元に作成

4. 有料化制度の見直し (Action)

- 有料化制度の見直しは、制度の評価を踏まえたものと、廃棄物行政の方針に即したものの（目的からの見直し）が考えられる。また、発生抑制・減量化を目的としている場合は、制度を見直し、負担構造を変えること自体がリバウンドを抑制する目的達成のための手段として、有効である。



4. 1 制度の見直し方法

- 有料化制度の見直しは、有料化制度の評価結果を踏まえ、その料金体系、料金水準、手数料の使途などを見直す場合と、自治体の廃棄物行政の見直しに伴って、その期待する効果から見直す場合が考えられる。

(1) 期待する効果の見直し

- 一般廃棄物有料化に期待する効果は、社会情勢や自治体の置かれている状況の変化により、変更される場合がある。例えば、千曲市では、有料化導入当初、ごみ減量化を第一目標としていたが、市財政の逼迫により、財政負担の軽減を第一目標に転換している。

(2) 料金体系の見直し

- 有料化制度の評価により、目標達成度が低い場合や、さらに高度な目標を追求する場合、また、目標の優先順位が変わった場合、対応策の一つとして、料金体系の見直しが考えられる。山谷の調査結果によると、料金体系の見直しを行った市町村は8市町村と少なく、そのうち3市は定額制から排出量単純比例型への変更であり、残りは、排出量単純比例型から排出量多段階比例型への変更（守山市）、排出量単純比例型から一定量無料型への変更（栗東市、諫早市）、一定量無料型から排出量単純比例型への変更（出雲市）、排出量多段階比例型から超過量方式への変更（御殿場市）である（山谷修作「最新家庭ごみ有料化事例」『月刊廃棄物』2005年7月）。

(3) 料金水準の見直し

- 有料化制度の評価により、目標達成度が低い場合や、さらに高度な目標を追求する場合、料金水準を見直すことが考えられる。財政負担軽減をごみの減量化と同レベルとして扱うこととした多治見市では、料金徴収水準を、ごみ収集費用の1/4程度であったものを、収集・処理費用の1/3負担に変更した。また、千曲市では、減量化を

目標としていた時点では、近隣市町村の料金水準を参考に住民の受忍限度額程度という理由で料金水準を設定していたが、財政負担の軽減を目標とした際に、料金水準の根拠を、焼却ごみの処理原単位（収集除く）の1/2と規定している。

- 昭和57年に排出量多段階比例型を採用した守山市では、一定量までは「指定袋の原価分」、それ以上については「一袋あたりの処理費用全額」という料金算出根拠を採用することを住民に説明し、料金水準を設定している。その後、指定袋を中身の見えない紙袋から透明ポリ袋にすることによって、より厳格に分別ルールの徹底を図ることとした結果、一定量までの料金が紙袋の半額程度（10円）へと変更された。守山市では、料金算出根拠をあえて変更せず、料金設定の説明性の高さ、透明性を確保することを選択し、結果として料金が下がったものの、目的である「市民の分別ルールの徹底」を実現している。

（4）料金の使途の見直し

- 有料化料金の使途について、一般財源に繰り入れられている場合が多いが、今後は、費用負担とその使途との関係の透明化の要請が高まると考えられる。多治見市では、財政負担軽減を目標とした際に、手数料収入と歳出の整合、透明性を図るべく、ごみ袋の売り上げを特定財源化し、基金として積み立てて、生ごみ処理機の補助金やごみ収集ステーションの整備費用、資源の集団回収の補助などに充当している。

4. 2 見直しの効果

- 有料化制度を導入後、その期待する効果、料金体系などを見直し、さらにその効果を把握している事例はほとんどない。
- 多治見市では、平成 17 年 7 月に料金水準の見直しを実施したが、7 月から 9 月までの前年同月比の実績は以下の通りであった。
 - － 可燃ごみ収集量・・・・・・・・・・8.7% 減
 - － 資源回収量（紙）・・・・・・・・・・16.1% 増
 - － 生ごみ処理機補助申請件数・・・・105% 増
- 平成 16 年度に多治見市が実施した「可燃ごみ」の組成調査結果では、2 割弱が「紙」4 割弱が「生ごみ」という結果が示されている。料金水準見直しによって、資源回収量の「紙」が増加し、生ごみ処理機補助申請件数も増加していることから、排出者側でも可燃ごみ排出量を抑えるための工夫がなされていると考えられる。
- 守山市では、透明ポリ袋によって分別排出ルールの徹底が進んだことにより、可燃・不燃ごみ量が減少し、資源量は増加しているが、家庭から排出されるごみの総量は大きな変化がないため、今後、料金水準等の改定について検討を進める予定となっている。

Ⅲ. 有料化の全体フロー

○ 以上に示した有料化の実施・見直し手順及び検討内容について、下表に、各段階における選択肢と一般廃棄物処理の有料化に期待する効果等との関係を整理した。

表 各段階における選択肢と一般廃棄物処理の有料化に期待する効果等との関係

検討内容	有料化に期待する効果				備考
	発生抑制・減量化	公平性の確保	住民の意識改革	財政負担軽減	
1.2 料金体系	・多段階比例 ・単純比例	・単純比例	—	・単純比例 ・多段階比例 ・定額制従量制併用	大都市では、単純比例型以外の行政コストは非常に大きくなる
1.3 料金水準	・料金が高いほど高い減量効果が期待	—	—	・料金が高いほど高い効果が期待	10万人以上都市で減量効果を期待するには大袋40円以上が必要との分析事例あり
1.4 手数料徴収方法	・指定袋制	・指定袋制	—	—	既存の袋流通を維持するならばシール制が有効
1.5 手数料の用途と運用	・戸別収集 ・減量化助成	—	—	・施設整備費 ・収集・処理費用	年度制約を除くには基金が有効
2.1 住民・事業等との合意形成・広報		・低所得者層の優遇措置等について社会福祉部局との調整		・用途について財務部局との調整	不法投棄対策等について警察部局との調整
2.2 その他施策との併用	・生ごみ処理機器購入助成 ・マイバッグキャンペーン ・エコショップ認定 ・小規模事業者ごみ有料化 ・戸別収集 ・分別区分の見直し	・廃棄物会計 ・小規模事業者ごみ有料化	・マイバッグキャンペーン ・エコショップ認定制度 ・戸別収集 ・分別区分の見直し	・廃棄物会計の導入	
3.1 評価指標	・課金対象ごみ量 ・焼却処理量(率) ・最終処分量(率)	・排出量当たり負担額の個人差	・分別精度 ・満足度調査結果(賛同率)	・ごみ処理事業費に占める料金収入比率 ・ごみ処理事業への一般財源歳出額	

- また、以上に示した有料化の実施・見直し手順について、下表に、実施・検討フローイメージを示す。

表 一般廃棄物処理の有料化の実施・検討フロー

実施・検討項目	PLAN	DO	CHECK	ACTION
I. 実施判断	■			
1.1 期待する効果の検討	■			
1.2 料金体系の検討	■■■■■			
1.3 料金水準の検討	■■■■■			
1.4 料金徴収方法の検討		■■■■■		
1.5 手数料の使途・運用の検討		■■■■■		
2.1(1) 庁内関係部局との調整		■		
2.1(2) 住民意見の反映	■	■		
2.1(1) 説明会・公聴会の開催			■■■■■	
2.1(1) 広報媒体の活用			■■■■■	
2.1(1) 隣接市町村との協議		■		
2.3 その他の施策との併用	■■■■■			
3. 有料化制度の評価			■■■■■	
4. 有料化制度の見直し				■■■■■

引用文献

1. 天野智順「全国のごみ有料化の実施状況と減量特性」『都市清掃』vol. 57, No. 257, 2004年
2. 碓井健寛「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」『会計検査研究』2003. 3
3. 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議『ごみ有料制に関する調査・研究報告書』2000年3月
4. 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、pp. 13-15
5. 河口政生・日引聡・島根哲哉「ごみ処理有料化制度のごみ減量効果に関する検証」『環境経済・政策学会 2005 年大会報告要旨』
6. 環境省『一般廃棄物処理事業実態調査（平成 14 年度）』
7. 財団法人関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書（内閣府委託調査）』平成 18 年 1 月
8. 笹尾俊明「廃棄物処理有料化と分別回収の地域的影響を考慮した廃棄物減量効果に関する分析」環境経済・政策学会 1999 年大会
9. 財団法人東京市町村自治会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』日報出版、2002 年
10. 山川肇「有料化によって不法投棄は増加するか」『都市清掃』第 57 巻、第 257 号（2004）
11. 山谷修作「最新家庭ごみ有料化事例」『月刊廃棄物』2005 年 7 月
12. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事業」『月刊廃棄物』2005 年 9 月
13. 山谷修作「最新・家庭ごみ有料化事業」『月刊廃棄物』2005 年 10 月

一般廃棄物処理有料化事例集

有料化市町村の事例

岐阜県多治見市	
人口 世帯数	約 11 万人 約 4 万世帯
制度	有料指定袋制
概要	<p>【手数料値上げを実施した事例】</p> <p>平成9年より有料指定袋制を導入。収集・処理費用の 1/4 を排出者負担とする制度を実施した。当初は前年比1割以上の減量効果があったが、その後は微増傾向にあり、平成 16 年6月、手数料料金の値上げ意向を市が示した。</p> <p>算定根拠として、全国と県内自治体の手数料水準を鑑みて収集・処理費用の 1/3 を排出者負担とすることとした。市民と情報を共有しながら合意形成を行い、平成 17 年7月より値上げを実現した。</p>
1. 有料化の仕組みづくり(Plan)	
1. 1 廃棄物処理有料化の目的	<p>平成9年導入時</p> <ul style="list-style-type: none"> －減量・リサイクルの動機付け －負担の公平性確保 －半透明袋への統一でマナー向上 <p>平成 17 年値上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> －減量・リサイクルの動機付け －負担の公平性(受益者負担の徹底) －市財政の再建
1. 2 有料化の料金体系	<ul style="list-style-type: none"> －有料指定袋による排出量単純比例型を採用。
1. 3 有料化の料金水準	<p>平成9年導入時</p> <ul style="list-style-type: none"> －大(42$\frac{1}{2}$ℓ)18 円、小(25$\frac{1}{2}$ℓ)15 円、粗大シール 450 円 －当初の料金設定は周辺市町村との均衡を強く意識(10～20 円) －収集費用の1/4負担(結果的な数値) <p>平成 17 年値上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> －大(42$\frac{1}{2}$ℓ)50 円、中(30$\frac{1}{2}$ℓ)33.33 円、小(25$\frac{1}{2}$ℓ)20 円、粗大シール 500 円 －政策誘導的として、より小さな袋を使う方が金額的に有利となるように決定した(市長からの直接指示) －収集及び処理費用の1/3負担(収集・処理費用試算に基づいて決定)
1. 4 有料化の手数料徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> －有料指定袋販売価格に含む。
1. 5 手数料の用途と運用	<p>平成9年導入時</p> <ul style="list-style-type: none"> －歳入:1億円 ※全ての手数料収入(事業系含む)の合計 －歳出: <ul style="list-style-type: none"> ・袋の製作・流通経費 3千万円 ・リサイクル推進基金 7千万円 <p>平成 17 年値上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> －歳入:2億 5,000 万円 ※全ての手数料収入(事業系含む)の合計 －歳出: <ul style="list-style-type: none"> ・袋の製作・流通経費 5千万円 ・リサイクル推進基金 5千万円 ・収集費・施設運営費 1億 5 千万円
2. 有料化の導入、運用(Do)	
2. 1 住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> －毎月の広報誌活用 －住民説明会の開催 －アンケートの実施

2. 2 その他の施策との併用	①廃棄物会計の導入 ②分別区分の見直し ③小規模事業者のごみ有料化 ④生ごみ処理機器購入助成制度 ⑧集団資源回収助成制度 ⑨地区指導員の確保・育成 ※環境美化・リサイクル推進基金 (資源回収促進のための費用や、生ごみ処理機購入時の補助費等を目的として積立・運用)
3. 有料化制度の評価(Check)	
3. 1 評価指標	－アンケート結果によると、行政種別の満足度で5年連続で廃棄物関連行政が1位となっている。
3. 2 リバウンドの評価・対策	－
3. 3 不法投棄の増減評価・対策	－
4. 有料化制度の見直し(Action)	
4. 1 制度の見直し方法	－財政の立て直しを図るために値上げを前提に見直し。
4. 2 見直しの効果	ー多治見市では、平成 17 年7月に料金水準の見直しを実施している。7月から9月までの前年同月比の実績は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ収集量:8.7%減 ・資源回収(紙):16.1%増 ・生ごみ処理機補助:105%増 ー料金についての市民からの問い合わせ(苦情含む)件数は、7～9月には毎日1件以上であったのに対し、10月以降はほぼゼロ件となっている。

長野県千曲市

人口 世帯数	約 6 万人 約 2 万世帯
制度	超過量有料制
概要	<p>【バーコードシールを用いた超過量有料制の導入による減量化実現の事例】</p> <p>平成 15 年9月に1市2町(更埴市、戸倉町、上山田町)が合併して誕生した千曲市では、旧更埴市のごみシール制(バーコード)による超過量有料制を導入している。</p> <p>旧更埴市では、平成5年に有料袋制を導入したが平成 10 年には従来の水準までごみ排出量が戻ってしまい、新たにバーコードシールによる超過量有料制を導入した経緯がある。</p>
1. 有料化の仕組みづくり(Plan)	
1. 1 廃棄物処理有料化の目的	<ul style="list-style-type: none"> －ごみの発生抑制・減量化 －財源確保 －負担の公平性確保
1. 2 有料化の料金体系	<ul style="list-style-type: none"> －バーコードシールによる一定量無料型を採用
1. 3 有料化の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> －バーコードシール 50 円(可燃・不燃・生ごみ共通) －指定袋の販売価格は「袋の原価」「流通費」のみ。指定業者が製作し、販売価格は業者・店舗に任されている。 －当初の料金設定は近隣市町村の水準を参考に行った。
1. 4 有料化の手数料徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> －超過分のバーコードシール発行時(市役所窓口)に徴収。
1. 5 手数料の使途と運用	<ul style="list-style-type: none"> －収集・処理費用に充当。
2. 有料化の導入、運用(Do)	
2. 1 住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> －住民説明会の開催 －自治会代表者を集めての会議
2. 2 その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物会計の導入 ②分別区分の見直し ③小規模事業者のごみ有料化 ④生ごみ処理機器購入助成制度 ⑧集団資源回収助成制度 ⑨地区指導員の確保・育成
3. 有料化制度の評価(Check)	
3. 1 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> －指定袋制導入で2割、バーコードシール方式で2割の削減がなされ、平成5年ベースでおおよそ半減している。 －超過分有料となるのは全世帯の1割程度。 －その他の世帯ではバーコードシール使用実績が6～7割程度に抑えられている。
3. 2 リバウンドの評価・対策	-
3. 3 不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> －自治会代表者による排出ルール徹底。
4. 有料化制度の見直し(Action)	
4. 1 制度の見直し方法	<p>(平成 18 年料金改定に向けて見直し中)</p> <ul style="list-style-type: none"> －料金設定の見直し。 －配布袋数の見直し(ごみ組成調査並びに排出動向から試算・検討)
4. 2 見直しの効果	<p>(平成 18 年料金改定に向けて見直し中)</p>

千葉県野田市

人口 世帯数	約 15 万人 約 5 万世帯
制度	超過量有料制
概要	<p>【有料化によるごみ減量効果が 10 年間にわたって実現している例】</p> <p>平成 7 年、指定袋を用いた超過量有料制を採用。可・不燃ごみ用併せて 130 枚/年・世帯が配布され、それを越えた場合には 170 円/40ℓの有料袋とする仕組みである。</p> <p>有料化前後での合意形成にも力を入れており、行政・住民・事業者が効果的に連携して制度設計と運用がなされている。</p>
1. 有料化の仕組みづくり(Plan)	
1. 1 廃棄物処理有料化の目的	<ul style="list-style-type: none"> －減量化(前年比2割削減) －1年間で 150 回の収集を行っているが、これを2割削減(120 回とする)ことで制度を設計。
1. 2 有料化の料金体系	<ul style="list-style-type: none"> －有料袋引換券による一定量無料型を採用。
1. 3 有料化の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> －大(40 ℓ)170 円、中(30 ℓ)125 円、小(20 ℓ)85 円 －平成 7 年以前のごみ排出量をごみ袋(40 ℓ)で換算すると 150 袋であり、これを 2 割削減すること、超過した場合は収集・処分費用の 1/2 を負担することを条件に、1 世帯 120 枚(後に 130 枚)、超過分 170 円(40 ℓ)を決定。
1. 4 有料化の手数料徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> －無料分は引換券を利用。 －有料指定袋販売価格に含む。
1. 5 手数料の使途と運用	<ul style="list-style-type: none"> －歳入: 5,200 万円～5,500 万円 ※全ての手数料収入(事業系含む)の合計 －歳出: ・収集・処理費用に充当。
2. 有料化の導入、運用(Do)	
2. 1 住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> －住民説明会の開催 －地区指導員(廃棄物等減量推進員)を 360 名任命。更に 33 名を地区代表者とし、隔月で会議を開いて住民意向を捉えていた(現在も継続)。
2. 2 その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物会計の導入 ②分別区分の見直し ③小規模事業者のごみ有料化 ④生ごみ処理機器購入助成制度 ⑧集団資源回収助成制度 ⑨地区指導員の確保・育成 －年度で使い切らなかった引換券・指定袋はトイレトペーパー(古紙 100%)と引替え。
3. 有料化制度の評価(Check)	
3. 1 評価指標	<ul style="list-style-type: none"> －前年に約 1,000 ℓ/人であった排出量は約 700 ℓ/人まで減少、約 3 割の減量効果が見られた。
3. 2 リバウンドの評価・対策	—
3. 3 不法投棄の増減評価・対策	<ul style="list-style-type: none"> －地区指導員(廃棄物等減量推進員)によるゴミ出しルール徹底等に取り組む。
4. 有料化制度の見直し(Action)	
4. 1 制度の見直し方法	(10 年間見直しせず)
4. 2 見直しの効果	(10 年間見直しせず)

福岡県福岡市

人口 世帯数	約 140 万人 約 65 万世帯
制度	単純従量制
概要	【政令指定都市におけるごみ有料化の事例】 平成17年10月、指定袋を用いた単純従量制を採用。燃えるごみ、燃えないごみ、びん・ペットボトルの3つのごみ区分に対して有料化を実施している。
1. 有料化の仕組みづくり(Plan)	
1.1 廃棄物処理有料化の目的	<ul style="list-style-type: none"> -排出者責任の明確化 -負担の公平性の確保 -ごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけづくり
1.2 有料化の料金体系	-人口流動が毎年10%(10万人)あり、超過制や二段階制では、行政コストが非常に大きくなるため、単純従量制を採用
1.3 有料化の料金水準	<ul style="list-style-type: none"> -人口10万人以上の都市のデータによると、大袋で40円以下では減量効果が期待できないとの分析の基、以下のように設定 -燃えるごみは、大(45ℓ)45円、中(30ℓ)30円、小(15ℓ)15円の三段階 -燃えないごみは大45円、中30円の二段階 -びん・ペットボトルは大22円、中15円の二段階-
1.4 有料化の手数料徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> -指定袋のメーカーは、事務委託した外郭団体が、競争入札により、袋の種類・容量ごとに選定 -有料指定袋販売による(販売価格は条例に定める手数料の金額)
1.5 手数料の使途と運用	<ul style="list-style-type: none"> -歳入:27億円 -歳出:ごみ処理経費の特定財源270億円に充当。 ←また、一般財源より毎年10~15億円が、新たに創設された「環境市民ファンド」に充てられる。ファンドの用途は、①ごみ減量・リサイクル事業、②環境教育・啓発事業、③環境保全事業、④環境美化活動の4事業である。
2. 有料化の導入、運用(Do)	
2.1 住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> -平成12年に設置された福岡市循環型システム研究会(市長の私的諮問機関)が平成14年1月に有料化を提言。その検討過程で市民アンケートを実施したところ、有料化の賛成意見が多かった。 -平成14年4月よりごみ処理基本計画の改訂に着手し、平成15年11月より有料化等の住民意見交換会を実施 -平成17年3月に有料化が議会にて可決され、4月より住民説明会を実施
2.2 その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> ①校区紙リサイクルステーションの設置 ②地域集団回収報奨制度報奨金の増額 ③環境市民ファンドの創設 ④事業系古紙回収の促進 ⑤自己搬入事前申込制度の導入 ⑥夜間パトロールの実施(10月より3ヶ月間)
3. 有料化制度の評価(Check)	
3.1 評価指標	-ごみ処理基本計画の目標としてH27年にH14年度比10%のごみ減量を目標としているため、これの評価の中で有料化についても評価する。
3.2 リバウンドの評価・対策	-
3.3 不法投棄の増減評価・対策	-
4. 有料化制度の見直し(Action)	
4.1 制度の見直し方法	-H27年度には必ず見直しを行うが、それまでも毎年、減量効果の推計と市民への意識調査は行う予定。
4.2 見直しの効果	-

滋賀県守山市	
人口 世帯数	約7万人 約2万5千世帯
制度	有料指定袋制
概要	<p>【排出量多段階比例型への変更事例】 昭和57年より排出量多段階比例型へ変更。 一世帯(家族6人分を想定)あたり指定袋(紙製)の原価分(20円)で110枚、それを超過する分を処理費用を含めた金額(110円)とする料金設定。実施当時のごみ総量は約1万2千トンから3年かけて約7千トンまで減少したが、その後微増傾向で現在に至っている。 もともと指定袋によるごみ分別排出ルールの徹底が目的であったことから中身の見える透明ポリ袋に切り替えることでより厳密にごみ分別排出ルールを徹底しようとした。透明ポリ袋を採用した結果、「指定袋の原価」は半額となっている。</p>
1. 有料化の仕組みづくり(Plan)	
1.1 廃棄物処理有料化の目的	— 一定量については指定袋の原価相当分とし、それ以上については処理処分量を含めたコストを請求する2段階の請求方式によって、ごみ排出ルールを徹底する。
1.2 有料化の料金体系	— 有料指定袋による排出量多段階比例型を採用。
1.3 有料化の料金水準	— 一世帯(家族6人分を想定)あたり110枚までは指定袋(透明ポリ袋:30 $\frac{1}{2}$ 枚)の原価分(10円)で購入、超過した分は、処理費用を含めた金額(110円)で指定袋を購入する。
1.4 有料化の手数料徴収方法	— 有料指定袋販売価格に含む。
1.5 手数料の用途と運用	— 有料指定袋の製作費用。
2. 有料化の導入、運用(Do)	
2.1 住民・事業者等との合意形成・広報	<ul style="list-style-type: none"> — 毎月の広報誌活用 — 住民説明会の開催
2.2 その他の施策との併用	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃棄物会計の導入 ② 分別区分の見直し ③ 小規模事業者のごみ有料化 ④ 生ごみ処理機器購入助成制度 ⑧ 集団資源回収助成制度 ⑨ 地区指導員の確保・育成
3. 有料化制度の評価(Check)	
3.1 評価指標	— 有料指定袋の販売実績のうち、超過料金で購入されたのは全体の0.4%にとどまっており、市が想定しているごみ排出量から大きく増加したものはなっていない。
3.2 リバウンドの評価・対策	—
3.3 不法投棄の増減評価・対策	—
4. 有料化制度の見直し(Action)	
4.1 制度の見直し方法	— 排出量多段階比例型そのもの見直しは行っていないが、指定袋の変更(紙袋→透明ポリ袋)に伴う袋製作費の変更から料金の見直し・変更を実施。
4.2 見直しの効果	— 透明ポリ袋によって分別排出ルールの徹底が進んだことにより、可燃・不燃ごみ量が減少し、資源量は増加しているが、家庭から排出されるごみの総量は大きな変化が無く、今後、料金水準等の改定について検討を進める予定となっている。